

岩手県東日本大震災津波復興委員会第2回総合企画専門委員会

(開催日時)平成23年5月16日(月)9:30~12:15

(開催場所)エスポワールいわて大ホール

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 報告
 - ア 第3回復興委員会の概要について
 - イ 第2回津波防災技術専門委員会の検討状況について
 - (2) 審議
 - ア 復興ビジョンの構成について
 - イ 復興に向けた具体的取組について
 - ウ 意見交換
 - エ その他
- 3 その他
- 4 閉会

委員

齋藤徳美 谷藤邦基 豊島正幸 平山健一 広田純一 南正昭

(委員6名全員出席)

1 開会

復興局企画課森課長 ただいまから岩手県東日本大震災津波復興委員会第2回総合企画専門委員会を開催させていただきます。

まず、委員の出席状況でございますが、本日は皆様ご出席いただいておりますので、運営要領第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

委員会の運営につきましては、委員長が議長になることになっておりますので、以降の進行、よろしく願いいたします。

齋藤徳美専門委員長 皆さん、おはようございます。のんびりやっているゆとりはありませんので、午前中、朝一番からということで、関係者の方にもお集まりいただきまして、ありがとうございます。さっそく議論を始めたいと思いますが、ちょっと冒頭、この間、親委員会の方とか、いろいろ意見調整、そして相互理解を図るうえでいろいろなお話し合いをしてきたのですが、2、3、事務局の方に確認といいますか、現在の県の態勢を教えてくださいたい点がありますので、会議の頭のところでお話ししたいと思います。

きのうの新聞等を見ますと、既に「暮らし」まで含めた工程表というものがかなり具体的に出ております。これは私、一番冒頭に申し上げましたが、災害において一番重要なのはスピードと具体性だと。その割には、本委員会も、やむを得ませんが、かなり間隔が空きながら前進しているところで、迅速性に欠けるのかなと、我々自身が寝ないで仕事をしなければいけないのかなと、そういう思いがしているところです。前進した結果が出る

のは非常に望ましいことで、それこそ、こういう具体的な工程表みたいなものが部内で検討されて、既に市町村との意見交換も、というお話は実態としては非常に素晴らしいことだと私は思っております。

ただ、最初に作った組織図は各部局から2つの専門委員会、それを經由して親委員会の復興対策委員会のところで様々なテーマについての関連性を考えてどこまで何をするか、これを迅速に決め、それが県の方針ということで、総合的な復興対策になるというふうに理解しておったのですが、県土整備部さんの非常に進んだ計画は、私は、ここまでよく進めてくれたという一面、その辺の組織としての関連性はどうなっているのか。もっと言えば、今、復興局が県の中で取り仕切っているはずですけども、復興局のトップ、あるいは副局長さん方、指示を出して包括して動いていくところ、その辺の取り仕切りが十分できているのか。

そして、例えばここの委員会にしても、これは政策地域部が持っているのですね。その辺、今のような事柄、各部局の具体的な課題、委員会に上げるにあたってどういう調整で、だれがそのトップとして全体統括しているのか、非常に見えにくい事柄の事例のように思いまして、我々、どこまで何をすればいいか、要綱はいただいて理解しているつもりだったのでですけども、何をするかというところがこのような事例のところで皆さん、クエスチョンで、今朝、顔を合わせたところがあります。その辺について簡潔に、簡潔でなくても長々とでもいいですから、説明いただけないでしょうか。お願いいたします。

復興局企画課大平総括課長 今、委員長よりお話がございましたので、一応、私の方からお話をさせていただきたいと思えます。

この復興に向けての対策の取組につきましては、先般お示しし、委員長のお手元にあるスキームのとおりで進めているところであります。基本的にはそのとおりであります。実は、今回のこの県土整備部の関係につきましては、いわゆる工程表モデルということで市町村と議論するために作成したものでして、県がこれで進めるというのではなく、市町村に対して、工程表でいけば一番最短ではこういうことが進められるのではないかとというような議論のペーパーとして作って、今、県土整備部の方で議論していると承知しております。いわゆる全体としての情報共有につきましては行き届かなかったところがあったのは事実だと思っております。その点につきましては、先日の親委員会の方でもご指摘がありまして、県土整備部長の方からおわび申し上げたところでございます。

いずれ私どもといたしましては、組織として一貫性を持った取組をしていく必要があると考えておりますので、基本的には、今のスキームの組織体制で一体的にやっていきたいと考えております。

今回の内容につきましては、タイミング等も含めて行き届かなかった点があったのではないかと感じておまして、その点につきましては私ども、反省をしております。

いずれ、情報の共有化についてはきちんと行い、かつ、委員会の方に適宜、適切にご説明をし、ご意見をいただく形でやっていきたいと考えておりますので、改めてお願いをしたいと考えているところでございます。以上でございます。

齋藤徳美専門委員長 改めて、委員会の所掌事項、全て取り仕切っているところは政策地域部であって、部長がトップということでよろしいのですね。

大平総括課長 はい。その辺、ちょっとややこしい点がございまして、現在、復興局自

体が条例設置されておられませんので、6月議会で、いわゆる総務部、政策地域部という形での横並びになるわけですが、現在は要綱ということで設置になっておりまして、その関係で一部、そうした事務分掌が、今できている組織上の復興局と私どもの方の政策地域部で、職員の兼務態勢も含めて両方にまたがっているところがございます。

全体の統括につきましては復興局の方で行いますが、私どもといたしましては、今は、少なくとも6月までについては私どもの部局が下支えをするということで考えているところでございます。

齋藤徳美専門委員長 少なくとも、部長と復興局の局長は事を動かすメインのことについては情報共有していなければ動けませんね。今回のところのことは、情報共有はなかったように感じられるのですけれども、その辺は十分になったのでしょうか、いかがでしょうか。

大平総括課長 全体のスケジュールといたしますか、作業スケジュールにつきましては、全体として不整合があったのではないかと考えておりますので、反省をしつつ対応したいと考えております。

齋藤徳美専門委員長 組織が複雑化しますと、やはりどこかが全体的な掌握をし、あるいは複数のものが動いている時には情報の共有、これがないと県がバラバラで、特に、これは国の場合もあって失礼ですが、申し上げれば、いわゆる縦割りという形でそれぞれが自分たちのテリトリーのところ、最善を尽くすのでしようけれども、勝手に動いてしまって外部から見ればみんなバラバラという、そういうご批判をいただくところが実態としてしばしばあります。この未曾有の災害のところ、そういうほころびが出ないように、ぜひ県の中でも体制に気を付けていただければと思いますので、冒頭、大変失礼を申し上げましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1つ、ついでに確認をしておきたいのです。この委員会、短期間のうちにこれだけの復興計画のたたき台をつくって親の復興委員会に上げると。その役割をあと1回、2回、せいぜいそんなものでなければならぬところで、皆さん方、真面目に悩んでいるのが現状です。将来の指針として非常に長期にわたるもの、しかも多岐にわたるものをどこまで具体的にすればいいかと。スキームを見ますと、これは県の各部局がそれなりに計画を立てる。その調整をしながら最終的には県がまとめるということによろしいのでしょうか。

我々自身が計画なるものを編集する、編纂するということまでの責務ということで動けばいいのか。今日もそうですけれども、出てきたものについてそれなりに意見を申し上げて、最終的には、委員から意見をもらったよ、県でまとめますからと。これは委員会が県民の全体の代表としてまとめていくということなのか、そうではなく、県の考えていく方針について、修正をお願いしつつ、全体でお墨付きを与える、了承する、そのような意味合いになるのか、これは役割によって私たちの責任なり、非常に違ってくるだろうと思ひます。

一応、要綱ではご説明をいただきましたが、県が考えているスタイルは、2つに1つですが、どうでしょうか。

大平総括課長 諮問答申という形ではございませんので、形式上は、つくるのは県になります。ただ、今回のビジョンにつきましては、親委員会の方にも我々の方で素案を示しているわけではございませんので、あくまでも、この専門委員会、あるいは復興委員会の

方でご意見をいただきながら、我々事務局の方でそれを勘案しながらつくっているものであります。最終的な形といたしますと、第5回の親委員会の方ではこちらの方で案の最終的な形をお示ししようと思っております。その前に第4回の委員会でも骨子的なものをおかけします。今回のこの総合企画委員会におきましては、今までいただいた意見等を踏まえて県の各部局において取組内容を記載しております。ただ、全体の構成も、今日、ご説明申し上げますが、あくまでも我々が事務的に考えればこういうものだけでも、ということでご意見をいただいて、総合企画委員会においてその柱立て、あるいは内容についてもお話しただければ、それは事務局と全く違う考え方のものになるということもあり得ると思っております。

ということで、各委員会の意見を十分尊重した形で最終的な取りまとめをいただくと、その取りまとめにいくまでには、何もないと意見もいただきにくいところがありますので、我々事務局としてご提示しているということをご理解いただきたいと思います。

齋藤徳美専門委員長 委員の先生方、よろしいですか。ご意見、ご質問があれば。

広田純一委員 その計画内容の実質的な検討もここである程度やるというふうに理解したのですが、そうであるとする、こういう大仰な会議室はあまりふさわしくないかなと。もっと小さな部屋で徹底的に時間をかけてやらないと、こちらの発言する時間も限られますし、前回などは齋藤委員長に5分に絞られてしまったので、言いたいことの5%ぐらいしか言えなかったですし、委員会自身の進め方というか、そこも工夫しないとちょっとまずいのではないですかね、実質的な議論もある程度するというのであれば。と思います。

大平総括課長 進め方につきましては、基本的には、復興委員会につきましては全てオープンにしておりますし、ユーストリーム等で中継したり、資料についても、会議が始まる前にはインターネットで公開してございます。基本的な考え方はそのとおりだと思いますが、この委員会におきまして皆さん方のそのようなご意見があるということであれば、例えば頭取りだけ公開する。あるいは非公開にしてやる。最後に委員長の方から記者の方に、プレスの方にレクをやるというようなやり方もあると思いますので、その点につきましては十分に委員のご意見を踏まえて決めていただければと思っております。

齋藤徳美専門委員長 たぶん、そういうことではないと思いますよ。オープンにする、しないではなく、この委員会が取りまとめの主体となるのだったら、この人数で何時間もバトルロイヤルやらなければとてもまとめられないでしょうと。私は、大平総括課長の話からは、ここはなぐり合いをしてどういう項目を立ててどうするかということをするほどのことではないと。県がそれなりに意見を聞いてまとめていきます。それについて意見をください。最終的にまとめるのは県ですという、そういうお話だったのではないですか。

大平総括課長 県の方で、あくまでたたき台とかそういうものはつくりますが、今回の資料もページ数もだいぶ増えてきておりまして、徹底的なご議論はいただきたいと思っております。したがって、時間についても、例えば2時間半ということではなくて、もっと長くということでも、時間的な配分などは考えます。ただ、基本的には、先ほど申しましたように、ご意見をいただきながら、親委員会なりにお示ししていくという原案につきましては、意見を十分尊重しながらつくっていききたいと思っております。

齋藤徳美専門委員長 やるためには、県に立派な会場で場所を取っていただくのではな

くて、委員が何人かでも集まるなら集まって、少し深い議論をするという形で、この場でその深い議論を延々と時間無制限でするような場はつくれませんというふうに私は理解しております。ですので、全員が集まらなくても、委員は委員で、なるべくいいものになるように、意見交換の場はつくるように私も積極的にしたいと。

ですから、報道に公開とか、全部クローズとか、そういう中身の話ではなくて、今、広田委員がおっしゃったのは違うということです。

千葉政策地域部長 委員会設置時期から携わっておりますので補足いたしますが、各分野につきましても、各分野ごとに委員会なり、あるいは審議会を開いてそこで議論をいただくというのがまず基本的原則となっております。正直言いまして、まだ今日の段階では、各部局での議論がまだ成熟していないということで、今日、議論する内容については、ある程度、現時点の各分野ごとの議論になっておりますので、今日の段階の資料はそうご理解いただければいいのですが、いずれ、各分野ごとに各委員会なり審議会等でご容認いただいたものを最終的にはまとめていただいてこの場でご説明いただくと。その中で議論いただきながら、縦軸、横軸を整理しつつ、あるいは不足する分野、施策等についてもご議論いただきながら進めたいと考えておりますので、3回目以降の持ち方については、今日のご意見等も含めて、後ほど、委員長にもいろいろご指摘をいただきながら考えたいと思います。

齋藤徳美専門委員長 皆様方、いかがでしょうか。何せ、前回1回やっただけで、しかも、これだけ大きな問題について、迅速性は求められるし、課題は大きい、緊急のもの他に、総合計画につながっていくような未来像、新聞では、将来に対する夢とロマンがない議論であまりにも現実的だという厳しいご指摘もあったり、その一方では、もっと現実の地に足を着けるといふ、何か相矛盾するような気もするのですが、そういうご意見があったりして、皆さん、考え方、心が一つになっていないのが今の状況であろうかと思えます。

平山健一委員 県、復興局、それと我々委員が協働でいいものをつくることは、私はいいと思うのです。どこにどういう権限があるとか詰めても、余り意味はないと思うのです。けれども、我々がこういう議論をしなければならぬのは、復興局がもう少し県のまとめ役としてリーダーシップを発揮して、復興局に意見、コメントを投げかければすぐに県の意見だと跳ね返ってくる、そういうリーダーシップを持ってほしいと願っているからです。それが縦割りの中で、復興局に意見を出すと部局に伝えられ、それがまた戻ってくるようなまるでっこしいことを感じているのでこういう議論が出てくるのかと聞いていました。復興局は強い発信力を持つ大切な部局だと思いますので、ぜひリーダーシップを発揮していただきたいと希望します。

齋藤徳美専門委員長 一番の根っこのところのお話を平山委員からしていただいたと私も思います。これは今日ここで実態がすぐ出来上がる代物でもありません。そういうことを委員の人たちが実際、携わりながら感じているということをお願いして、幾つかははっきりしました。最終的には県がまとめるという形で、我々が意見を述べて、という形の代物でいくし、情報公開等についても、一応、きちっと掌握してリーダーシップを取る人が取ってという形をぜひお願いしたいということだけ、冒頭、すみません、30分近くかかってしまいましたが、大事なことだと思いますので、念を押させていただいたということに

させていただきます。

2 議事

(1) 報告

ア 第3回復興委員会の概要について

齋藤徳美専門委員長 議事の方に移ります。最初の報告、第3回復興委員会の概要、これについてお願いします。ポイントを絞ってください。

大平総括課長 資料1でございます。第3回復興委員会の概要であります。先週金曜日の開催であります。各委員からの提言ということで、それぞれの委員、中崎委員は県森連の方でございます。石川委員は医師会の会長であります。桑島委員は社会福祉協議会の会長であります。それぞれいただいて、ゴシックのところで一応ポイントのところは書いてございます。読み上げについては省略させていただきます。幾つかのところ、例えば石川委員のところは、医療機関は安全な場所に設置すべきとか、あるいは桑島委員からは、相談機関は市町村に1ヵ所設置したらいいのではないかと、専門のスタッフを配置する必要があるとか、新たな補助制度の制定、特別の支援が必要等、いただいております。

次のページ、2ページであります。植田委員、県立大学の先生であります、経済特区のお話をいただいております。

大井委員からは、水産業に関するところで、水産業に関わる生産から流通加工まで一体的かつ素早く再生させることが必要ということで、集落移転の話としては、高地移転だけではなく、二重、三重の防災機能を組み合わせた強いまちづくりについて、地域で主体的に検討する必要があるということをお願いしております。

漁協を核とした地域の振興を図るべきというのが大井委員のポイントであります。宮城県の方ではいろいろな意見が出ているようでありますが、新聞にも、昨今、出ておりますが、岩手県とすれば、漁協を核とするということで、県の考え方と県魚連の考え方は基本的には一致しているところであります。

J Aの朝倉委員代理からは、集落営農の問題をご提言いただきました。

3ページであります、福田委員はJR盛岡支社長さんであります、JRの線区の復旧にあたっては、被災地域の復興計画の策定と一体となって進めていくことが必要であると。鉄道路線ルートを選定をはじめ、津波対策の確実な実施が必要ということと、観光の部分でも、平泉の世界遺産登録のお話、いわてデスティネーションキャンペーンという関連からもお話しいただいております。

高橋委員、銀行協会の会長であります、二重債務問題について、県からの提示、これは後で出てまいります、知事が復興構想会議、国の構想会議で提案したものであることと、これについては金融機関も前向きに検討したいということで、制度設計にあたってはということで3つの点、すべての企業ということではないということと、モラルハザードが生じないようにすること、あるいは直接投資、擬似資本(DDS)のお話、民間の知恵を活用すべき等、あるいは農地転用のお話で、実際の農地転用、建築確認の手続きに時間がかかっているということで、ワンストップ体制等のお話をいただいております。

遠藤委員、教育の分野であります、遠藤委員からは、復興教育の拠点ということ、あ

るいは復興教育の問題についてご提言をいただいております。

(2)のところで、各委員の発言事項と書いてありますが、委員長からの総括であります。復興に向けた具体的取組については、ちょっと網羅的になりすぎているのではないかと。今日もご提示しますが、横のつながりが見えにくいと。基本的な理念を出すことが必要ということでございます。

裏のページが資料2であります。第1回の企画委員会の検討状況であります。今日は委員の皆様ご出席でありますので、こちらの方、事務局が速報ということでまとめたものであります。まとめ方について、舌足らずのところとか、あるいは誤解を招くところがあればご指摘いただければと思います。

2ページの(2)の各委員の発言内容のところにご提言以外のところは書いているところでもあります。こちらの方についても、事務局でまとめたものであります。

最後のページ、3ページであります。委員長総括ということで、齋藤委員長からまとめていただいたものです。当面の復興として行うことを仕分けるべきではないかということと、安全、なりわいに結びつけた横断的なキーワードのお話、土地利用、住宅再建の問題、あるいは漁業の問題ということで、次回の委員会では短期、中期、復興期などの時間軸に仕分けして整理していくということで、総合企画委員会第1回の意見を踏まえまして本日の資料を調整したものであります。これの内容については追ってご説明いたします。以上であります。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。細かい点までチェックは難しいと思いますが、何かご質問等ありましたら。

何かちらっとひっかかった文言があったのですけれども。銀行協会の会長さんが、競争力のある企業を優先して支援する、そういうお話が出ていて、今、一番競争力がなくなった、一番困った人たちはどうするのかね、というのがふっと気になったのですが、そういう意味は含まれてなかったのでしょうか。ちょっとひっかかったのですけれども、事務局でもその辺りのニュアンスは何かご記憶ありませんか。

大平企画課総括課長 書いてあるとおりでございます。

広田純一委員 この議論に対してどうこう言う場ではないとは思いますが、この復興の理念をどこに置くかによって、自分の責任でない大きな自然災害で大きなダメージを受けた被災者とか企業を救うのだという理念であれば、これはおかしいですね。競争力のある企業だけを支援するというのは理念に反するのではないかと思います。そういう意味で、理念の立て方は重要だと思います。

通常、放っておいても1割、2割の方は脱落するかもしれない。放っておいても2割ぐらいの方はがんばろうとするかもしれない。でも、残りのグレーゾーンにある、条件次第ではがんばって何とかやれるかも、そういうところまで救うような方針で臨まないともまずいのではないかなという気がしますので、この議論は後でまたできればなあと思います。

齋藤徳美専門委員長 復旧全体についてどこまで救済するか、そういう考え方はどこか骨を通さないといけないのだろうというところでちらっとひっかかっただけでございます。今はそういう議論をする場所ではありませんので、余計なことを言いました。

谷藤邦基委員 質問でありますけれども、第3回復興委員会の議題の中に専門委員の設置についてというのがありますが、この専門委員というものの性格と役割をちょっとご

説明いただけますでしょうか。

大平総括課長 委員会では、親委員会と、今回の専門委員会もそうですが、津波防災委員会以外は基本的には県内の方からご意見をいただいております。津波委員会につきましては外部の専門家の方も入っております。

一方で、短期的な取組が中心になっていて、津波被害があった県内の現状をどうしたらいいかということから、現状に詳しい方にお入りいただいているわけです。

一方で、制度設計するにあたっては、県内だけでは十分ではないとか、将来のビジョン、長期的なビジョン、あるいは全国的な問題、さらには世界の流れの中で岩手がどのような位置にあるべきかというような長期的な考え方もこのビジョンには入れる必要があると思っています。

そういう意味で、学識経験者の方々を中心とした、いわゆるアドバイザー的な方々をこの委員会の専門委員という形で位置付けまして、ビジョン策定にあたっては、そのような方からご意見も伺いながらビジョンの方に反映させていくべきということで、専門委員の方の人選を現在、進めているところであります。7名程度の方からは今、内諾をいただいております。まだ具体的な名前の公表までは至っておりませんが、さらには各分野、医療の分野とかそういう外部の方からも伺うということで、現在は経済の方などを中心にしております。ということで、その専門委員会を位置付けるということで、それは委員会を開くということではなく、県がヒアリングにお邪魔するとか、あるいは、実際にやっているのは、県庁の中でミニ講演みたいなことでお話いただくとか、そういう形で進めているものであります。

その方々の意見を全て取り入れるということにはならないとは思いますが、理念のところとか、先ほど言った長期のものについては非常に参考になるお話がいただけるものと思っております。最終的な形では、どの委員さんからどういう意見をいただいてその部分をどう反映させていくかはお示ししたいと思っております。

齋藤徳美専門委員長 いかがでしょうか。

谷藤邦基委員 趣旨はよく分かりました。ただ1つ、懸念しているわけでもないのですが、そうでなくても仕掛けがだんだん大がかりになってきていますので、その辺、内容が発散することがないようにしっかりした仕切りといたしますか、それをお願いしたいと思います。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。よろしければ、イの第2回津波防災技術専門委員会の検討状況ということで、事務局から説明をお願いします。

大平企画課総括課長 すみません、今の専門委員の件であります。追加、補足させていただきますと、全く岩手県にゆかりのない方ということではなくて、岩手県のことをよくご理解いただいている方で外部の方ということですので、空理空論ということではなく進めているものであります。

イ 第2回津波防災技術専門委員会の検討状況について

齋藤徳美専門委員長 はい、分かりました。よろしければ、津波防災技術専門委員会の方の説明をお願いします。

県土整備部都市計画課渡邊総括課長 県土整備部都市計画課の渡邊と申します。どうぞ

よろしくお願ひいたします。私の方から、資料 3 - 1 と 3 - 2、それに先ほど、冒頭、話がありました工程表の話ですが、こちらの方は 6 - 3 に付いておりますが、それについてご説明したいと思います。

まず、資料 3 - 1 をご覧ください。これは 5 月 8 日に開催いたしました津波防災技術専門委員会の報告になります。この報告は、先週 13 日の復興委員会にも報告している内容になります。委員につきましてはそのとおりでございます、議題については 4 つございました。1 つ目は沿岸・県北広域振興局からの現状報告、そして 2 つ目は今回の津波再現シミュレーション結果による効果検証、3 つ目としては海岸保全施設の被災メカニズム、4 つ目として津波対策の方向性等についてを議題としております。

資料 3 - 2 をご覧いただきたいと思ひます。その議題の中から、津波対策の方向性についてご説明いたします。

上の方にゴシックで書いておりますが、大きく分けると、津波防災施設、まちづくり、それに避難計画等のソフト対策と 3 つの柱がございまして、それらをそれぞれの被災した地域の実情に応じてこの手法を適切に組み合わせて効果的な対策をしていくというものになります。詳細については下の方に示されておりますが、今回の検証、そして課題の整理を行ったうえで、右側に書いておりますのは、津波対策の方向性ということで、今の時点でのものを示したものになります。

かいつまんで説明いたしますと、津波防災施設の方では から まで書いております。整備水準をどこに置くか。本格整備までには時間がかかるとなると、それまでの暫定対策としてのソフト対策も必要だと。そして構造の検討ということで、想定された津波高を今回は越えて来たわけですが、その場合にも破壊されにくい構造の検討が必要だ。4 つ目としては、水門、陸閘の運用について、現在は遠隔操作もございまして、操作員が現地に行きやなければならないところもあり、かなりリスクが高いという状況もあって、実際、犠牲になられた方もあるということで、その対策を考えるということでありませう。

裏側をご覧ください。まちづくりの視点でございませうけれども、対策メニューとして様々ございまして、それについての検証、課題を整理してございませう。方向性としては 3 つ掲げてございまして、1 つは安全な住環境の整備、簡単に申し上げれば、高地移転とか嵩上げとか、いずれ住環境、被災しないようなそういった対策を検討していく。2 つ目としては、津波防災を考慮した土地利用計画の策定と建築物の誘導ということで、これは土地利用計画によって住宅地は標高の高いところに持っていかうとか、商業・業務用地については、沿岸は産業がメインになってくるわけでありまして、そちらの方に持ってきて、それに対する対策を講じていかうとか、そういった配慮、検討が必要だということでありませう。3 つ目としては、道路・鉄道等と連動した多重防災計画の構築ということで、そういった道路・鉄道等も防災施設に位置付けて多重的にまちを守っていくという検討が必要だということでありませう。

最後にソフト対策、防災体制のところではございませうが、 から までございませう。まず真っ先に必要なことは、今回の津波でどういう行動が取られたか、それを適切な時期にアンケート調査を実施して正確に把握することが大事。2 つ目として、避難計画を策定することになるわけでありませうが、その避難に要する時間、標準的な元気な人間ではなくて、一番弱い人間がどれぐらいの時間で避難できるか、そういった視点が重要だというふうな意見も出てございませう。そして、情報伝達の手段として、これは冗長性といひませうが、リダンダン

シーの考え方で複数の手段を取っていくことも必要だというふうに整理しております。

そういった中身に対しまして、3 - 1に戻っていただきまして、中ほどに委員からの主な意見を整理しております。まず、シミュレーション結果につきましては、既存の防災施設が果たした役割について3つほどの評価をいただいております。1つは、避難する時間を稼いだということ、浸水深さを下げた、水の勢い、流速を減衰する効果があったというふうな評価をいただいております。

今後、先ほど申し上げた避難時間が確保できるかといった辺りをシミュレーションしながらまちづくりをしていくことが重要だということです。

(2)ですが、海岸保全施設の被災メカニズムということで、今回、資料は付いておりませんが、専門委員会でお示したこれらのデータは非常に重要なデータだということで、さらに詳細に調査してほしいというようなご意見をいただいております。

裏側にいきまして、(3)で津波対策の方向性等についてであります。復興計画を立てるにあたっては、短期・中期・長期・超長期と時間による仕分けが重要だと。行政と住民の信頼を保つためにも復興のロードマップを示すことが重要だといったようなご意見をいただいております。

次回、5月23日にこの議題に掲げるテーマで開催する予定です。

最後に、資料 6 - 3をご覧くださいと思います。この資料につきましては、経緯を申し上げますと、5月13日に、本日も行っておりますが、災害危険区域の指定の基礎データを県がシミュレーション作業をやっておりまして、その中間結果を被災した市町村の首長さんに説明するという趣旨で回りました。その際に、災害危険区域、いわゆる建築制限の考え方について分かりやすく説明したいということで、時系列でおおよその復興事業と合わせたような手順をイメージとして作ったものでございます。

一番下に注意書きがありますが、これは具体的な内容・日程を決定したものではありませんというふうな書き方をしております。そのとおりでございまして、ポイントとしては、右下に星マークがございますけれども、これは被災者生活再建支援制度で、例えば新築しようとした場合に200万円の加算が受けられるわけですが、被災した時から37ヵ月が申請期限ということがございますので、現行制度で考えた場合に、これまでに被災者が新築しようとした場合に土地が確保できるようにというふうな視点で組み立てたものでございます。

今回、新聞報道等でかなり大きく取り上げられまして、県が復興工程表を作ったというふうな誤解を招いてしまったことにつきましては、情報管理、そして説明不足といった点についておわびを申し上げたいと思います。以上です。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。平山委員、両委員会に出ておられて、何か補足する点、あるいは感想などございましたらお願いします。

平山健一委員 津波の委員会の一発目の議題ですが、振興局から報告がございました。これは、緊急復旧の現状がなかなか我々に伝わってこないため、それに対する質問や意見が多かったのですが、それを知らせたことは大変いい報告だったと思います。

ただし、ただ数字を、山田町、仮設住宅何軒と羅列するだけではなく、時間と共に増えてきているのか、目標はどこなのか、そのようなグラフになっていればもっと良いと思いました。あまり現場の市町村にご迷惑をかけないような作業の中で準備していただければ、県民にとっても大変分かりやすくなると思いました。

調査結果というか、いろいろな機関の成果発表がございましたけれども、最後のところで示されたまちづくりの絵について、たくさんのご意見が出されました。委員の方も、どういう地域にどういうプランで臨んだらいいかという辺りは非常に興味を持って、早くやりたいという思いが伝わってまいりましたけれども、メニューだけ示すのか、地域ごとにおすすめプランをつくるのか、それとも相談窓口みたいなものをつくって進めるのか、その辺りは次回以降の議論になると思います。ビジョンの策定に向かって順調に進んでいるという印象を受けたところです。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。委員の方々から何か。

豊島正幸委員 土地利用計画の策定及び建築物の誘導については、こういう条件ならここまで浸水するよというシミュレーションが欠かせないわけで、最近それが提供されているのでありがたいデータだと思いますが、もう一つ、国交省サイドでも市街地調査に乗り出すという報道がありました。その新聞報道によりますと、この被災地を、住める地域、防災対策を講じれば住める地域、住めない地域というように評価していくのだそうですが、この調査と、県がこれから土地利用のあり方についてこういう考え方があるのではないかというその提示の仕方との整合性を取っていけるように望みたいと思いますが、その辺り、いかがでしょうか。

渡邊総括課長 国の方の調査、新聞報道等ありましたが、我々、直轄調査と呼んでおります。これにつきましては、検討段階から県の方と情報のすり合わせ、やり取りをやっておりまして、基本的には一緒にやっていくというふうなイメージになります。国の直轄調査で幾つかのコンサルタントに委託されまして、そのコンサルタントがそれぞれの被災市町村に出向きまして、市町村にとって必要なデータを提供していくと。市町村が復興まちづくり計画をつくるために必要なデータを提供していくというようなスタンスで進めております。市町村と密着して支援していくという、直轄調査ではありますけれども、そういった趣旨のものになります。県としても、それらの情報等、きちっと連携を取りながら、県としての支援の形を考えていきたいと思っております。

広田純一委員 この直轄調査、私、大変問題だと思っております。国の検討部会でもちょっと指摘させてもらったのですが、昨日までに田野畑村以南の全市町村を回って、市町村長さん、復興担当部局と協議してきたのですけれども、もう市町村は市町村で市、あるいは市内の地区ごとの復興プランというものを考え始めているのですよ。この直轄調査のことを全く知らないところもありましたし、今、現状は、市町村を中心に進めているこの調査と直轄調査が全く連携が取れていない。ですから、同じようなものを2つやっているという感じで、直轄調査の方は総額71億円と非常に大きな調査費で、市町村はあまり予算がない中で個別にコンサルタントを頼んでやろうとしているという、非常にばかげた状況があると。

県がそういう状況をつかんでいないところがさらに問題で、私の意見のところでも穏やかな形で言おうと思っていたのですけれども、今ちょうど直轄調査の話が出たので、そこら辺、市町村が進めている復興計画に向けた動きを県がもっと知らないという状況になってしまうなあと。後でまた言いますけれども、あまり芳しい状況ではない私は思っています。

齋藤徳美専門委員長 という問題点があるようですが。

復興局平井副局長 今、この点、議論してよろしければですけども。復興局の副局長のまちづくり再生課長もしております平井と申します。直轄調査につきましては、国の方も予算成立がもくろみよりも遅くなったということで、出足がちょっと遅れたということがあるようでございます。その間に市町村は独自にいろいろなことをやってきているということです。その様子はつかんでおりまして、国に対しては、まず内容として市町村が積み上げてきたものは尊重してやってほしいということは申し上げております。71億円というのは、市町村の復興計画に関わるものだけではなく、いわゆる基礎的な調査、基礎的な人口動態がどうか、あるいは、被災戸数を正確に把握しようとか、そういうものも含んでおります。それプラス、それぞれ市町村に入って行って復興計画のお役に立とうということでございまして、委員、ご指摘のようなタイムラグからくる重複感というのはあるわけですけども、何とかそこは、これまで積み上げてきたものをちゃんと生かすような形で県としてもコーディネーションを図っていきたいと考えてございます。

広田純一委員 そういう認識があたりであればだいぶ安心したのですが、ただ、直轄調査をプロポーザルという形で募集して、割と大きなコンサルが受けて進めていくと思うのです。例えばお金の流れ方でも、市町村が主導でやっているところにどう入るかですけども、変な形になると、コンサルさんが元請けで、市町村さんが下請けで作業するみたいな、そんなことにもなりかねないのではないですか、今のままいってしまうと。

平井副局長 1つは、国の方も、現地に密着したやり方をしたいということで、作業管理委員会というものをつくるということでございます。これは学識経験者などから構成されるということなのですが、そこについては既に現地市町村に入っている学識者の方々を入れてほしいと。繰り返しになりますが、今までやってきたこととの連続性を保ってほしいということを言っております。

ということでございますので、よもや、国主体で市町村のことを決めてかかって、それに従って市町村が作業するというようなことはないものと思われまじくても、そこは、私ども県としても目を配りながら、そういうことがないようにしていきたいと思っております。

広田純一委員 目を配ってほしいのですが、こういう問題というのは、とかくこういうところで議論しているものが現場で徹底されるかという別問題だと思っているのです。市町村が復興プランを作る時に、国交省から派遣された方とURの方が一生懸命がんばっているプランを作って、それとはまた別に他のメンバーが入ってくるという形に今はなっているもので、これは早急にそれぞれの市町村ごとにどうやって調整を図るかということをやらないと、一般論ではなかなかいかないと思うのですよ。

具体論を言えば、例えば大船渡市とか釜石市はかなり進んできています。田野畑村も私が策定委員長ですから、早稲田大学の先生に頼んでプランを引き始めているところで、その直轄調査の人たちがどう入ってくるのかというのは、ちょっと不安を覚えながら待っているわけです。

その一方で、大槌町とか陸前高田市というのは、ご承知のとおり、自分でいろいろな調査作業をするような体力はないですから、そういうところに調査が入っていくというのは、ある面、いいですけども、逆に言うと、後ろの直轄調査系統のやつが主導になってしまう危険もあるわけです。自治体、市町村の方が今、それだけの暇がないからですね。逆に言うと、今進んでいるところはかなり市町村主導でできるけれども、そうでないところ

は国主導でいってしまう恐れもあるわけなので、ここは非常に慎重にやってもらわないと、何のためのせっかくの調査費かということになるので、私、この問題は非常に重要だと認識しているということです。

平井副局長 すみません、現状をもうちょっと丁寧にご説明するべきだったかと思えますけれども、今現在、URと国の混成チームが各市町村に入ってアシストをしているという状況かと思えます。市町村の体制の方もいろいろあって、ご指摘のように、体制が整っていないところは非常にソフトに調査結果を定期的に報告するですとか、あるいは住民とのコミュニケーションの橋渡しをすとか、そういうことでやっているということでございます。

URと国の混成部隊と今回の国のしようとしている委託というのは、これは完全にシンクロが取れている。同じところがやっておりますので、ということかと思えます。今入っているチームの動き方が継承されれば、それは大丈夫のことかと思えます。

あとは県としての体制でございますけれども、各土木センター、約7名平均、県土整備部系の職員を増員していただきましたので、その者たちを通じて市町村のサポート、これは県としてもやるということですが、それと国と県のコーディネーションということもしていきたいと考えてございます。

広田純一委員 依然としてかなり不安です。ただ、これ以上はここでやめておきますので、個別にちょっとこの件は協議できればと思えます。

齋藤徳美専門委員長 私は単純に、県が連絡調整機関、地元主体で動くようにそれぞれのケースのところに強く国との橋渡しをやりますと。どこがやるか分かりません。県の中の資源を出して。

不安だと思えます。いろいろな災害復旧のところでこの問題になります。やるのは地元の人たち、地域中心。でも、大きなお金なりいろいろなものが入ってきて、国が支援しなければならぬ。それがマッチングしない。時にはがちゃがちゃになった事例も山ほどあります。

ですので、これは県がきちとしないと、道州制で県の存在価値がなくなるという、これは極論ですが、そういう役割、果たすべき重要な場所だと思えますので、これは100の議論ではなくて、すぐ対応を行動としてお願いしたいということで、取りあえず念を押させていただくことにいたします。

南正昭委員 今のご議論も含めて、資料6-3のいわゆる工程表の件もそうですけれども、今、情報がどういう時点で流れ出たかとか、毎日毎日変わるような状態なので、それは皆さん、正確に把握することは難しい状態で、昨日出たことがまたいろいろ変わったり、そのようなことかと思うのです。ですから、基本は、齋藤徳美委員長もおっしゃいましたし、平山委員もおっしゃっていましたが、復興局、担当部局の方がしっかりとリーダーシップを取って、ここで情報を一括管理しているということの強いメッセージが必要だろうと思えます。

日々変わりますから、例えばこの6-3の工程表についても、報道で流れたということは確かに誤解を与えたことがあったかもしれませんが、このタイムスケジュールを示してほしいということは、この2つの委員会で私も申し上げた覚えもありますし、強く出ていた意見でしたし、沿岸の市町村の方でも強く求めていたものだと思います。こうい

うものをちゃんと指し示していくことは非常に重要で、ロードマップを示すことで、どのくらいの期間で何ができるかということをも真に把握しておきたいと思っています。

ですから、こういうものを作ったことは、私はむしろ、よくやったなあと評価しております。ただ、情報の流れ方に少し問題があったと思いますし、こういうことはこれからもいろいろな形で起こっていくのだろうと思います。いろいろな主体が動きますから、そして報道さんはできるだけそれを早く取り上げようとしてくださいますし、そうすると、誤解だとか何とかも現在もこうやって起こっていますけれども、いろいろな主体が動くということも起こるのです。勘違いも出たりするのですけれども、それはそれで見ながらも、ここに問い合わせると現状をちゃんと説明してもらえると、そういうことが大事なのではないかと思っていますので、よろしく願いいたします。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。その具体的な中身について審議をするのが本当は今日のメイン主題であります。そのステップの前にいろいろ大事な意見をいただきました。これはこれできちっとしておくべきポイントだったと思います。

(2) 審議

ア 復興ビジョンの構成について

齋藤徳美専門委員長 (2)の審議に移ります。アの復興ビジョンの構成について、これ、説明をお願いします。

大平総括課長 資料5でございます。復興ビジョンの構成についての案、これはあくまで事務局のたたき台でありますので、これで進むということではなく、これの中身についてご意見をいただきたいということでございます。構成立ても含めましてご意見をいただければと思います。

イメージといたしましては、今まで、親委員会では第4章の復興に向けた具体的取組というところを先にお示ししているわけです。これは、先ほどもありましたが、報道等もいろいろありますが、県の考え方とすれば、まず現状が何が困っていてどうすればいいかと、それを極めて具体的なところを決めていこうと。その中から、理念というのは、基本的な考え方はあるわけですが、それは後からにじみ出てくるというような考え方で今まで進んできたものであります。

ただ一方で、復興ビジョンと申し上げますからには、きちんとした全体の流れがなければいけませんので、今日の段階で案という形でお示したものであります。はじめにということで、どうして作るかとか、あるいは計画はどういうものか、あるいは期間、どの程度がいいか、まだこれも県として確定したものではありませんので、どのくらいの期間がいいのかも含めてであります。計画の構成、復興の主体、だれがやるか、対象地域はどうか。沿岸に絞るのか、全県にわたるのか。基本的には全県にわたる内陸の部分も入れようとは思っております。そこは一応明記しようと思っております。

被災地の概要と被災状況、これはこのとおりであります。

さらに第2章であります。復興の前提となるグランドデザイン、いわゆる津波防災技術専門委員会、先ほど資料3-2の津波対策の方向性という形である程度の考えが出ておりますが、このようなことをベースにグランドデザインというものが津波防災技術専門委員会の方からある程度出てくるということで、防災型の都市、地域づくりの基本的な考

え方ということで先にお示しするのがいいのではないかと考えております。

そのうえで復興の理念ということでどのようなことを掲げるか。先ほど広田委員からもお話がありましたが、どこに重きを置くのかということも含めてこの辺は。基本的な考え方といたしますと、前回の委員長総括とか、親委員会の方でも安全とか、なりわいといいますが、暮らしをどのように成り立たせるのか、経済産業の問題と2つのご議論には収束しつつありますが、これらをどのようにして盛り込んでいくのかという考えであります。

4章につきましては、具体的な取組であります。今回の復興ビジョンは、何回も申し上げますように、短期的な取組、今直面する問題が中心になろうかと思っております。したがって、その時点で、短期的な問題を解決しながら次の中期的な問題、あるいは長期的な問題が出てくると思いますので、現段階で長期的なものをぎりぎり詰めていくということではなく、短期中心で、中長期も将来的な課題として提示していくことが必要かと思っております。特に長期の部分につきましては、第5章との関係もございまして、この辺につきましては、いわゆる取組として長くかかるものと、あるいは長期的なビジョンでやるものという整理がまだきちんできておりません。例えば、湾口防波堤とかそういうものは長期的にかかるわけですが、それは着工さえすれば、予算の問題で淡々といくという問題もありますから、これをどのように盛り込んでいくのかというのがあると思っております。

5章の部分では、世界に誇るということで、いわゆる夢のビジョンといいますが、希望を持たせる部分といいますが、そういうプロジェクト的なものが書かれると思っております。長期と第5章の関係もこれからちょっと整理しなければならないと思っております。

第6章で掲げておりますのは復興の進め方、当然のことながら、ご議論いただいている市町村の意向を踏まえた支援とか、あるいは各主体との関係等をここで整理していきたいと思っております。

さらには国との関係、あるいは専門家の意見とか提言の反映状況。資料的には被災状況と分析の結果などが出てくるものと思っております。

裏ページでありますけれども、復興に向けた具体的取組ということで、現在、7つの柱を掲げております。今日の説明も7つの柱になっておりますが、ちょっとめりはりを付けたものが必要ではないかというご議論等がありますので、これについてはイメージということで7つの柱で親委員会の方でもいろいろご意見はいただいておりますので、市町村の部分が厚くなっているというようなところを踏まえて事務局として、例えばということで、暮らし、なりわいということと、ベースには津波防災の考えがあるという形で若干整理したものであります。

イ 復興に向けた具体的取組について

大平総括課長 続きまして、資料の6 - 1についてご説明いたします。6 - 1も、これは具体的な取組ということで、ちょっと時間が押しておりますので簡単にご説明いたします。

市町村の行政機能の回復、めくっていただいて1ページであります。最初に書いている二重丸のところは基本的な考え方を掲げたものであります。さらには 市町村の行政機能の回復というような形で方向性と具体的な取組ということで、例えば、先ほどから出てお

ります、人的派遣、かなり被災状況が厳しいところ、例えば大槌町については現在 18 名、陸前高田には 51 名、野田村には 4 名という県職員を長期派遣しているわけでありますが、県とすれば、現在、4,700 人程度、国、他県からも 1 万 7,000 人 / 日程度という形で人的派遣の支援をしておりますが、これについても緊急的な取組ということで、短期的の中に括弧書きで緊急的な取組ということで既に着手しているもの、これから着手するもの、めどとすれば短期的、概ね 1 年以内のことを考えておりますが、その辺かなと思っております。

申し上げますと、短期というのは概ね 3 年程度であろうと。重点的に国の方も 3 か年程度というお話もいろいろ出て、重点投資というのもありますので、3 か年程度というのが大きな短期というもののめどになるかと思えます。

中長期につきましては、5 年とか 10 年とかということになると思いますが、これもまだ整理しきれているものではありません。

2 ページの(2)が被災者の生活再建への支援ということで、具体的な取組といたしますと、短期的な宿泊施設への一次移送、今 2,000 人程度が一次移送しております。さらには、今日のご提言にもありましたし、前回は委員からご提言いただきました、被災者カルテの整理支援が必要ではないかというようなこと、住宅ローンの問題等々を緊急的な取組として掲げております。

住宅再建への支援というのが 3 ページであります。これについても、応急仮設の早期建設ということで、1 万 4,000 戸を目標に、現在、1 万余が着工しているわけであります。

というようなことから、緊急的な取組を提示しております。

中・長期におきましては、安全で安心して暮らせる新たな住宅地の供給というようなものが掲げられております。

さらに、4 ページは地域コミュニティの維持・再生の問題で、短期の具体的な取組といたしましては、地域コミュニティの維持・継続への支援、あるいは仮設住宅が 50 戸以上の場合の仮設集会所の整備支援等々を掲げております。

私からは以上で、各部からご説明いたします。

県土整備部県土整備企画室及川企画課長 県土整備企画室の及川です。6 ページ目から 9 ページ目までのまちづくりについて、主要な点だけご説明したいと思います。まちづくりの方向性と具体的な取組については 3 つの大きな仕分けをしています。

1 つ目は、災害に強く安全で安心なまちづくりを支える防災型都市地域づくりでございます。短期的の方向性と具体的な取組について主なものを挙げますと、まず、復旧復興の第一ステップとして災害廃棄物、いわゆるがれきの早期処理に緊急的に取り組むということでございます。そのため、居住地域の衛生確保や二次災害の防止などの観点から、生活環境に支障が生じているがれきについては 6 月をめどに仮置場を確保して、7 月中をめどに撤去を完了させるという方向で今、取り組んでいるところです。

なお、がれき全体の撤去についても年内に概ね完了させるという予定でありますけれども、所有者等の確認を取るのに時間を要するなど、特殊事情がある場合もありますので、年度内にはすべてのがれきを撤去したいということで目標としております。

併せて、有効活用についても、現時点で具体化、または想定されるものとして廃木材のチップ化やサーマルリサイクル、同じく廃木材を活用した合板等の建築資材の製造、コンクリートなどの発生材を盛り土材として活用するということがありますがけれども、こ

れらについては今後、具体的に検討なり、活用に向けて進めていきたいと考えております。

被災により危険性が著しく高まっている地域における建築制限については先ほどご説明しましたので割愛させていただきます。

次に、二次災害の防止の観点ですけれども、県では、梅雨期の出水期、7月上旬をめどにしておりますけれども、一次対応として、梅雨の出水期までに高潮位、高潮の最も高い位置を締切りにする。二次対応として、台風期を想定しております。9月上旬をめどに、現地発生材等を活用した補強を陸前高田市の高田地区海岸など11カ所で行うことにしております。

今回の大震災では、電気、ガス、水道はもとより、情報通信ネットワークが各所で寸断されております。このため、県民生活や社会経済活動等に多大な影響を与えておりますので、ブロードバンド等の整備や災害情報等の伝達システムの復旧についても緊急の取組とされているところです。

また、この件に関して中・長期の取組として通信設備の重要機能については、リスク回避のための地域分散や多ルート化、停電対策の強化も挙げているところです。

その他、短期の取組として多重防災型まちづくり計画等の策定については、被災市町村における復興計画策定の動きに合わせて、津波防災を考慮した土地利用計画をはじめとしたまちづくりの参考にしてもらうため、津波防災技術専門委員会では、津波対策施設の整備目標、津波対策の方向性、防災型の都市・地域づくりの考え方を整理したうえで、次回、第3回の委員会において中間報告をまとめる予定です。

高規格幹線道路の幹線道路ネットワークの重点整備では、国の復興構想会議においても、復興道路として三陸縦貫自動車道の三陸沿岸地域の縦断軸、それと東北横断道釜石秋田線など、内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸について、集中投資により3年間の重点整備と5年以内の全線開通を提言しているところです。

8ページ目ですけれども、故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくりとしましては、短期的な取組として、生活支援道路や公共下水道、浄化槽などの汚水処理施設等の復旧整備を緊急的な取組としております。

また、中・長期の取組では、震災の記憶を風化させず、未来に語り継ぐためのイベントやメモリアル公園などの拠点施設の整備、ひとにやさしいまちづくりの推進も挙げております。

9ページ目ですけれども、産業の復興を支える交通ネットワーク等の構築として、今回の大震災では釜石、大船渡、宮古、久慈の重要港湾も多大な被害を被ったところです。そのため、緊急的な取組として、港湾機能復帰のための航路の確保や公共岸壁等の使用料の免除を実施しております。

また、仮設住宅と学校・病院等を結ぶバス路線の整備については、現在、避難所から学校、病院等の輸送手段としてバスの無料運行を実施しております。今後は仮設住宅への移住が進むことから、その対応についても検討しているところです。

最後に、津波防災を考慮したJR及び三陸鉄道の復旧整備については、被災市町村の新たなまちづくりに合わせてルートの見直しなどが必要となることから、復旧に要する莫大な経費負担も含めて、国に全面的な支援を要望しているところです。以上です。

農林水産部農林水産企画室小岩企画課長 農林水産企画室の小岩と申します。資料 10

ページになります。3の水産業等についてであります。の漁業と流通・加工業の一体的な構築についてでありますけれども、短期のところですが、漁協事務所の早期復旧、これはサバとかイカの夏漁が始まるまでに事務所の仮復旧をしたいと考えてございます。

次ですけれども、組合員が共同利用するシステムの構築、サケの定置網漁業、これは9月です。アワビ漁の再開、アワビ漁は大体10月末ですので、ここを見込んで必要な倉庫、作業場など、優先すべき共同利用施設を整備していきたいと考えています。さらにその下ですけれども、今季使用可能なサケふ化場、いくつかございますので、改修によりここを優先的に仮復旧をし、放流をします。これは4年後を見据えてです。その下ですけれども、年度内の一部生産再開に向けたアワビ種苗の生産施設の復旧については、全部は無理なのですが、現地調査によりまして、何とかかなりそうな施設のめどもつきましたので、ここは早急に復旧したいと考えてございます。

資料11ページになります。イの産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築で、短期の具体的な取組ですけれども、中核的な産地魚市場、これは前回は申しましたけれども、大船渡、釜石、宮古、久慈になります。既に再開しているところもございまして、この再開と運営の早期安定化に必要な施設の仮復旧と設備・機器の整備や、秋サケの水揚げに向けた荷捌き機能の復旧を進めます。その下ですけれども、魚を揚げるということは当然、製氷施設ですとか冷蔵庫が必要になってきますけれども、これらを一体的に整備をしていくという考え方です。その下になります。加工業の早期事業再開に向けた融資・補助制度の充実、1つ飛ばしましてその次については、新聞等でも報道になりましたけれども、ファンドでの既存債務の一括買い取りによる企業負担の軽減や新規融資の支援など、一貫した企業再生支援体制の整備による二重債務問題の解消、これは商工労働観光部さんの方で現在、検討してございます。

ページをめくりまして12ページをお願いします。の漁港等の整備になります。短期のところですが、漁港区域内の航路・泊地の支障物撤去、漁場等のがれき撤去、いろいろな漁、漁船漁業なり養殖漁業の先にこれをしなければいけませんので、これを緊急的に行うということです。その下ですけれども、秋サケなどの水産物の水揚げや漁船の安全性確保に必要な漁港機能の早期復旧、さらにその下ですけれども、防潮堤の仮閉めきりなどの応急工事、台風とか高潮に備えまして、まずこの応急工事をして、海岸保全施設の早期復旧を図っていきたいと考えてございます。

下の方にいきまして、の漁業者の生活支援ですけれども、被災した漁業者に対しまして、がれき除去などの作業で緊急的な雇用の確保による生活支援を行っていきます。

次に、13ページをお願いします。の地域特性を生かした魅力ある農業の実現であります。短期のところですが、塩分除去技術の現地実証試験地の設置、これは新聞等でも報道になりましたけれども、宮古市の摂待におきまして既に実施いたしまして、塩分が下がるということも確認してございますので、これらの技術につきまして、来年度の作付けに向けて普及をしていきたいと考えてございます。

次に、農地等のがれき撤去を含め、農地、農道、水利施設の復旧と施設・機械の再整備、さらにその下ですけれども、農産加工等の再開、あと、この秋からですけれども、当面の所得確保ということがございます。秋冬期野菜、具体的にはキャベツなどを考えてございますが、これらの導入促進をしていきたいと考えてございます。

ページをめくりまして14ページをお願いいたします。の木材供給基地の機能回復に向けた合板工場等の早期復旧・復興の短期のところですが、森林組合機能の早期回復や高性能林業機械等の再整備、その下ですが、合板工場、これ、大きく分けまして、今年度中に再開の見込みがある工場群と、壊滅的な被害を受けてしまった工場群がございますけれども、前者につきましては、応急処置で今年度中の稼働を目指したいと考えてございます。後者につきましては、ちょっと時間がかかりますけれども、再整備を進めてまいりたいと考えております。

その下ですが、現在、合板工場が止まっておりますので、川上の素材供給の方も今、流すところがない、当面、動いている秋田等の遠隔地に素材を運ばなければいけないということで、緊急的な原木流通への支援を考えていきたいと考えてございます。

の海岸保全施設等の早期復旧と防災機能を備えた農山漁村づくりであります。短期のところですが、被災した海岸保全施設の応急工事の早期実施、農地等災害復旧事業と一体となって進めるほ場整備事業の展開、林野火災跡地における被害木等の除去等について進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

教員委員会教育企画室安藤主任主査 それでは、続きまして教育・文化についてご説明させていただきます。資料15ページでございます。

震災発生後、県教育委員会といたしましては、被災地域における学校の早期再開を最優先課題として、学校再開プロジェクトチームを設け、各種の取組を実施してきたところでございます。各方面からのご支援によりまして、県内の小中高等学校すべての学校が5月10日までに始業式を迎えることができました。今後は、次の学校教育復興の段階に向けた取組が必要と考えております。

まず、きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実でございます。短期の方向性として、学校教育の早期正常化に向けた学校施設等の学習環境の整備、児童生徒への心のサポート等の体制強化、震災・津波孤児等の支援、仮称でございますけれども、震災津波復興教育につなげていくための教育プログラムの作成、被災教職員に対するケア、こういったものに取り組んでいく必要があると考えております。この辺りも緊急的な取組ということで挙げているところでございます。

続きまして16ページをご覧くださいと思います。中・長期の方向性として、短期の段階で各種の取組がございますので、こうした取組の継続、充実、立ち上げた制度の本格運用、こういったものが必要と考えております。

以降、17ページでございますけれども、社会教育・生涯学習環境の整備、18ページでスポーツ・レクリエーション環境の整備、19ページで文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承、こういった項目がございますけれども、いずれも、各地域の活動拠点となる施設の復旧、それぞれの分野におきます被災地支援、こういったものが短期の主な方向性となります。

中・長期におきましては、各分野の推進体制を充実・強化していく、そういったものに伴う支援が必要と考えております。簡単でございますが、以上でございます。

保健福祉部保健福祉企画室高橋企画課長 保健福祉部でございます。続きまして、資料の20ページにお進みいただき、5の保健医療・福祉分野について説明いたします。なお、項目名につきましては、前回まで医療・福祉分野としていたものに保健を付け加えており

ます。

分野全体の考え方としましては、冒頭の箱囲みの中に2点掲げており、まずは被災者の生命と心身の健康を守るために、医療・社会福祉施設等の機能の回復、各種健康支援、児童の養育支援等を実施していくとともに、新たなまち、地域社会において質の高い保健、医療、福祉サービスを持続的に提供できる体制の再構築と、住民が相互に支え合う福祉コミュニティの確立を目指していくというものであり、これが短期の取組、中・長期の取組のベースとなるものでございます。

検討すべき事項として大きく3つの項目を挙げていたところであり、まず1つ目の被災した医療・社会福祉施設等の復旧においては、早急に医療提供体制を復旧し、また介護サービス等を確保していくため、1つ目のポツにあるように、仮設診療所の整備と医療スタッフの派遣等の運営支援や、中ほど4つ目、応急仮設住宅地域における介護等のサポート拠点の整備、続く施設の復旧、運営体制支援等について、いずれも緊急的に取り組むこととしているものであります。

なお、災害復旧にかかる財政支援の充実や、あるいは長期、継続的な専門職員の派遣体制の確保について国に要望しているところであります。

次に、2つ目の新たなまちづくりと連動した地域における保健医療福祉運営体制の再構築においては、1つ目に掲げました復旧の取組の次の段階における中・長期的な取組として構成しているものでありまして、地域の新たなまちづくりに対応し、地域ニーズに即応した質の高い医療や福祉サービス等の提供体制づくりを進めるため、具体的取組欄に見出しを掲げておりますが、保健、医療、介護、障がい福祉、子育て支援の各分野においてハード整備や、あるいは医療従事者の重点的な確保等に取り組んでいく他、方向性の2点目として、公設民営方式による福祉施設の複合化、防災拠点との一体整備等を構想しているものであります。

3つ目は災害時医療システムの構築、充実強化です。災害時における医療救護体制の充実や医療機関のライフラインの確保を推進するため、1つ目、いわて災害医療支援ネットワークの充実強化をはじめ、2つ目、ヘリコプターによる搬送拠点の整備、2ヵ所予定しておりますが、搬送体制の充実強化、終わりの自家用発電等の非常用設備の充実等に短期のうちに取り組んでいこうとするものであります。

一般病院であるとか、あるいは人工透析を行う医療機関の自家発電設備に対する財政支援等について国に働きかけをしているところでございます。

ページを進んでいただきまして、4つ目、被災者の健康の維持・増進やこころのケアの推進においてですが、以降の項目につきましては、短期の取組を中心に説明させていただきます。ここでは短期の取組として、被災地における二次的な健康被害を防ぎ、心身の健康を維持・増進していくため、具体的取組の1つ目、避難されている方々の居住環境の変化にも対応した保健師等による保健活動への支援、3つ目、こころのケアの実施等に緊急的に取り組んでいく他、4つ目として、今後、こころのケアセンターや地域における拠点の設置等に取り組んでいこうとするものでございます。

5つ目は、被災した子どものこころのケアや要保護児童等への支援です。短期の取組として、被災した児童の不安解消や情緒の安定化、被災孤児の生活の安定を図ることが必要であり、児童相談所における調査等を踏まえまして、具体的取組としては、関係施設、行

政職員の研修や、2つ目の遊びの提供、3つ目、訪問調査等により養育環境の確保に緊急的に取り組んでいく他、児童相談所に子どものこころのケアセンターの設置を進めていくよう、考えているものであります。

最後、6つ目、高齢者や障がい者をはじめとする全ての人が安心して地域で生活できる福祉コミュニティの確立です。短期の取組としまして、仮設住宅等において高齢者等の孤立化を防止することや、必要な介護等のサービスが受けられる体制づくりが必要であり、具体的取組の1つ目、身近な相談窓口の設置、あるいは軽微な生活援助や専門的な相談サービスにつなぐ役割を持つライフサポートアドバイザーの配置や、2つ目、安否・見守り活動の醸成、3つ目、介護予防や各種サービスの充実に緊急的に取り組んでいくこととしている他、今後、災害の発生に備えた災害ボランティア活動推進や福祉専門職による支援体制の構築等についても取組を考えているものでございます。以上で説明を終わります。

商工労働観光部商工企画室飛鳥川企画課長 商工労働観光部でございます。資料25ページでございます。経済産業に共通している部分として雇用がございます。被災者の生活を支援するための雇用維持、まずはこれを緊急的に措置をしていかななくてはならないということで、国の雇用調整助成金、これらを活用して既に4月補正でも予算化を進めたところでございます。

資料26、27ページ、中小企業等への再建支援、そしてものづくり産業の新生でございます。いずれにしろ、中小企業等の早期事業再開、この再開支援を緊急に行っていかななくてはならないため、国や商工団体、これらと連携してワンストップで個別企業の案件に対してスピードをもって対応したいと考えております。

その中で一番大きな問題としては、やはり二重債務問題の解消という部分がございます。5月10日、知事から国の復興構想会議の方に、1つのスキームとしてファンドというやり方を提案したわけですが、この方式にはこだわらず、出口として金融機関から再建される企業に対して速やかに新たな資金が融資され、既存の債務が一定期間凍結、または解消されるような方策であれば、手法等についてはご意見を賜りながら検討していきたいと考えております。

また、いずれ債務の解消ばかりではなくて、上乘せの手厚い金融支援、ここが企業再建への一番のポイントではないかと考えております。そして、再建がうまく果たせた後、オール岩手でのものづくり。今回、国の方の一次補正についても、視点のキーワードとして2つございます。1つはサプライチェーンの構築でございます。また1つは、共同化というところでございますので、そこの2点を岩手県バージョンで取り込みながらきめ細かに計画策定に支援をしていきたいと考えております。

資料28、29ページ、観光でございます。沿岸地域の観光産業、これはもう、復旧といっても、観光資源そのものが消失しているということから、これから観光のあり方を含め、いろいろ検討していかななくてはならないところでございますが、やはり観光施設、特に宿泊業について、ものづくり企業等と全く同じでございます。既存債務の解消等、金融支援にまずは緊急的に取り組んでいきたいと考えております。

また一方で、内陸部の平泉文化遺産の世界遺産登録、こういった千載一遇のチャンス、これを観光とどう結びつけていくか、こういった観光振興についてもいろいろ意見を賜りながら、両建てで進めていきたいと考えております。以上でございます。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。県の方からは以上ですか。

大平総括課長 次に、資料6-2であります。これは、今申し上げましたそれぞれの7つの柱について、重要な部分ということで抜き出しているものであります。これは、最後の出来上がりの時にこういうイメージで、重要なものといろいろなものと区分けするというイメージであります。

その中では、中期的な取組と書いてございますが、これも中・長期のところとかなりダブっておりますので、これから整理してまいりたいと思っております。

さらに資料7でございますが、今の各部からの説明の中でありましたが、その中の重点的なことということで、国の復興構想会議、知事が委員でございますので、岩手県知事から提案したものであります。7-1が第3回の東日本大震災復興構想会議、これは4月30日であります。復興道路ということで三陸縦貫道の重点投資、一番下のところに がございますが、3年間で重点的な整備をしてほしいと、遅くとも5年以内の全線開通ということで申し上げたものであります。

裏ページが復興道路がまだ全然整備されていないというようなところであります。

さらに、資料7-2であります。5月10日の第4回の委員会で提言したものであります。まちづくりについての提言であります。提案事項といたしましては、各部からのものには盛り込まれてありますが、さらに具体的な制度設計について、被災市街地における部分と漁村集落の部分と分けて提言したものであります。これの具体的なイメージが2ページ、3ページでございます。制度設計、現在の補助率を上げるべきであるというようなもの等々を書いてありますし、集団移転の場合は10戸から5戸に要件を緩和してはどうかということでもあります。

具体的なイメージといたしまして、3ページに図を描いてございます。このような図を描くことによってイメージできるのではないかと。

これらは国の提言には出しておりますが、県のビジョンにおいても、このようなものを随時、盛り込んでいく必要があると考えております。

さらに5ページであります。水産業の再生ということで、これも先ほどのものに盛り込んでありますが、水産業の再建には漁協を核とした共同利用システムということで、これも6ページにイメージ図がございました。

7ページが、先ほども説明した二重債務の問題であります。ファンドの場合ということと、個人の住宅再建ということで、生活再建資金の200万円から500万円の増加ということで、具体的なポンチ絵が8ページと9ページに書いてございます。支援策の2本柱、ファンドと制度拡充による個人再生、企業支援と個人支援ということで、企業支援の部分については、国が中心となって基金を造成することに加えて、県と地元金融機関も負担してファンドをつくっていくというようなスキームを提示したものであります。

注意書きで、9ページの下のところではありますが、被災者個人の住宅ローンについては全国的に共通でありますので、国が買い取り制度を導入して支援するというので、企業支援のイメージについては、岩手県としてのイメージであります。

簡単であります。以上であります。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。6-1と6-2の関係、これはいずれ取りまとめる時に6-2のような形で頭に描いていると。内容的にはほぼ同じというか、エ

キスの方が6 - 2にまとめられているということだと思います。

そして知事が述べている復興会議の資料、具体的な絵が付いていてだいぶ分かりやすくなったのかなと思います。ただ、膨大で、ぱっと全部理解するのはちょっときついです。

谷藤委員から意見が出ておりましたので、これもお話をいただいたうえで、全体について各委員からお気付きの点をご指摘いただきたいと思います。谷藤委員、意見の方、説明をお願いします。

谷藤邦基委員 メモを用意しておきましたので、ちょっとそれを説明させていただきます。ただ、このメモ、16日、本日の日付にしてありますが、裏面の方に12日に書きましたということで、一応、言い訳を付けてあります。例えば13日に復興委員会があったわけで、そういった状況を前提としない段階で書いておりますので、今日の資料を見ても、既に私がここに書いたことを反映したのかどうかは分かりませんが、多少変わってきているところもあるのかなと思っています。

メモについて触れる前に、復興ビジョンのことについて、注文と申しますが、お願いしておきたいと思うのが、資料5を拝見しますと、一応、構成が書いてあるわけですが、いずれ復興ビジョンというのは非常にメッセージ性が必要なものになるだろうと思っております。そういう意味では、前文のところは私は結構重要なものになるのではないかと考えています。この辺、私の個人的な考えですけれども、復興というのは経済合理性でやるものではないと思っております。おそらく、経済合理性で復興を考えている方って、あまりいないと思うのです。経済合理性の話が出てしまうと、そもそも復興すべきかどうかから話が始まってしまいます。でも、決してそういう話は出てこない。それはなぜかという、これが政治の問題だからだと思っています。

ですから私は、この前文のところは、復興にかける政治の決意のようなものが表れなければいけないのではないかと考えております。それは私の考えですので、どう取り扱われるかは、また検討していただければと思うのですが、かつ、前文が、そこを読めば全体、何をやるかとしているかが分かるようなメッセージ性とストーリー性がそこに出てくる必要があるのかなと思っています。結局、中身を見ても、一つひとつのことは何となく分かるのですが、全体として何を目指しているのかがなかなか分からない。

例えば第2章のグランドデザインの考え方の辺りにそれが出てくるのかも知れませんが、中を仔細に読んでいかないとよく分からないということではメッセージ性に乏しいものになってしまうと思うので、ここの前文のところは、かなり力を入れてといいますか、配慮しながら書いていただきたいと思います。

復興の方向の柱立てについて議論いただきたいということが、当初、メールで来ていましたのでそこにざっと書きましたけれども、当初、柱立てとして7つあがっていたわけですが、これを見ても全体像がなかなかつかみにくいので、例えばそこを私、生活インフラの一体的再建と地域産業の創造的復興という2つを柱にしてくくったらどうですかということ、一応、この段階での提案としては書いておきました。

ただ、今日いただいた資料を見たら、資料5の裏に、大きな柱を2本にして、津波防災を一番下に置く、そういう新しいイメージ図が出ていましたので、いずれ、その辺のことは考慮されたのかなと思っております。

先ほどもちょっと議論になったのですが、津波防災を考慮した土地利用に関する計画の策定と建築物の誘導というところ、今日いただいた資料でも、資料6 - 1の中で、多くの取組の中の1つの項目としてしか扱われていないのですが、私はここが結構重要なポイントになってくると思っております。結局、白地に絵を描くような計画づくりができるわけではなくて、いろいろな制約条件がある中で、ここの津波防災に関わる土地利用に関する計画という辺りが一番基本的な制約要因になってくると思うわけです。

実は私のメモの裏のページで、津波防災の方向性と土地利用計画の考え方というのを1つくり出しているのはそういった発想からであります。今日いただいた資料5の裏にも津波防災というものが一番下にあって、ここが基本だというようなイメージだと思うのですが、ここはいずれ大きな項目としてあげておく必要があるのではないかと考えております。そのうえで、実はここの部分、ビジョンが完成する前であっても、その考え方なり方向性がある程度固まった時点で、市町村の方にもその考え方を提示しながら意思疎通を図っていく必要があるのではないかと。市町村との関係については先ほども広田委員の方からお話がありましたけれども、ここは非常に重要なところだと思っております。

全体に関してですが、ここの部分が、当然、考えてはいるのだらうけれども明示されていないなあという感触を持っているところですが、要は、津波防災ということを考える時に、人の命を助ける、これは最優先であります。それは当然のことなのですが、一方で、では住宅であるとか、あるいは工場であるとか商店であるとか、そういう資産は被災してもいいのかということ、そういうことにはならないはずでありまして、今、生き残った人たちがなぜ苦労しているのかということ、家が流された、あるいは工場が被災して稼働できない、商店がもう使いものにならない、そういった資産が毀損したことで再興に苦労しているわけでありまして。

ですから、これから津波防災ということを考えていく中で、そういった資産をどうやって守るのか、そういったことも併せて考えていかなければならない。もちろん、想定を超える津波が来たらそれはもうどうにもならないというところは確かにあるとしても、それをどうやって守ったらいいのかということは今後、検討する、研究するというだけでもいいから考えておく必要があるのではないかと。

実は、ちょっと横道に逸れますけれども、私、今般、委員をお引き受けするについて、例えばかつての明治三陸の大津波の時の復興はどうだったのなと思って、岩手県漁業史とかひもといてみたのですが、どういう被害があったかというのは書いてあるけれども、どうやって復興したかというのはほとんど書いていない。なぜかということ、これはまだ私の仮説ですけども、おそらく資産の価値が当時と今では全然違う。昭和三陸大津波というのも昭和8年でありますから今から相当前の話、今上天皇がお生れになったのは、確か昭和8年でありますから、それぐらい前の話であります。その当時の漁船であるとか家、あるいは漁業に関わる施設等も、今に比べればさほどのものではなかった。だから、人が助かっていれば再建はそれほど面倒ではなかったのでしょうか。

ところが今は、家であれ、工場であれ、非常に資産価値が高まってきています。だからここが毀損したことが今、実は復興に向けた大きなネックになっている。したがって、これからのことを考えれば、資産をいかに守るのかという観点は絶対必要だと思っております。

さらに言えば、これから企業集積、企業誘致を考える時にも、津波が来たら工場は被災

します、ということではだれも投資してくれません。だから少なくとも、どこまでできるか分からないけれども、ここは絶対入れておかなければいけないポイントだと思っております。

ここはちょっと、私、専門家ではないので何とも言えないところなのですが、4のその他のところ、湾口防波堤、今回、壊れてしまったわけですが、その効果について津波防災委員会の方でいろいろ検討されていると思うのですが、防災上の効果だけではなく、湾内環境とか養殖業にどういう影響を与えていたのかという検証も必要ではないかと思っています。これができたことによってどういう影響、効果があったのか。あるいは、なくなることによってどういう変化が想定されるのか、そういったこともきちんとやっておかないと、次、復元するかしないか、あるいは復元するとしてどういうふうな形で、変更を加えないでやるのか、変更を加えるのか、そういった検討にもこういったことが必要ではないかなと思っております。

とりあえず以上で資料の説明を終わらせていただきます。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。それでは、広田委員からも資料が出ておりますので、その説明をお願いします。

広田純一委員 私の資料は進め方に関するものなので、この資料の説明は後の方がいいと思います。今せっかく、この復興ビジョンの中身の議論になっているので、これについてのコメントをさせてもらっていいですか。

齋藤徳美専門委員長 いや、本当は議題の最後に全員から意見交換ということで、一通り出された資料の説明を、ということをお願いしていたので、後で時間を取ります。

広田純一委員 これについては、今日、いろいろ説明を聞いて、意見があって、今の谷藤委員からのコメントは一々もっともだなと思って、それに加える形でコメントした方が議論の流れとしてはスムーズかなと思ったのです。私のコメントはもうちょっと実務レベルの話なので、と思ったのですよ。

齋藤徳美専門委員長 それでは、これは後にしてよろしいですか(「後でいいです」の声)。

ウ 意見交換

齋藤徳美専門委員長 それでは、本体に関する委員の方からのメモというのはこれでおしまいということですので、残りの時間、意見交換ということにさせていただきます。先ほどの説明、だいぶスムーズになったと思いますので、前回よりは少し時間を取ることが可能であります。ですので、委員の先生方からそれぞれのご意見、次に反映するべく、お話をいただきたいと思います。広田委員が手を挙げておりますので、どうぞ。

広田純一委員 この資料の6 - 1ですが、事務局からもご説明があったように、まだ最終的な案をまとめる途中段階だということで、そういう途中段階としてこういう整理をするのは意味があることだと思います。ですから、各分野ごとに短期、中・長期と分けて検討されること自身はいいと思いますが、最終形はやはりこれではちょっとまずいかなと思います。

要は、現地、市町村や被災者が一番関心を持っている問題、住宅と仕事、その前提としての安全性ですね。それにストレートに応えるような構成にした方がいいと思います。ですから、極端なことを言ってしまうと、先ほど、後でご説明のあった資料7 - 1の震災

復興構想会議に提出した資料、こういう形の方がむしろストレートでいいのではないかと私はちょっと感じました。それが第1点で、構成はそのようにした方が分かりやすいと。これはもちろん、国に要望する事項ですが、県はそれぞれの問題に対してどうするのだということも当然入ってくると思うので、これをたたき台にして作った方がいいのではないかと思います。

第2点が、構成をそのように変えてしまえばおのずと解消されると思うのですけれども、中・長期的なというのがそれぞれ分野ごとにあるのですが、これが入ると非常にメッセージ性が弱まると。ということで、これは極端に言えばなくてもよい、あるいは、あっても補足的な扱いでいいのではないかなと思います。短期的というのは、まさに非常時対応ですし、中・長期的なところに書かれているのは、ある意味、平常時対応みたいなことが書かれているので、中・長期はなくてもいいくらいではないかなと思います。

3つ目ですが、では国に何を働き掛けるのかというのを分野別に整理した方がいいかなと思ひまして、その意味でも資料の7-1の復興構想会議に提出した資料がよくできているなあと思います。以上です。これは構成を大幅に変えた方がいいのではないかとということです。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。全員のご意見をいただきますので、では平山委員、順番に回します。

平山健一委員 この資料6をお聞きするのは2回目なのですが、大変たくさんの項目が各部局から出ていますが、結局これは順位付けをし、軽重の判断をしなければならぬ。その時に、事務局は復興した社会をイメージして、それに基づいた基準を持つべきだと思います。例えば、産業構造が今から変わるのか、変わらないのかとか、人口はどうなるのだろうかとか、そのような積み上げた議論をしておかなければ、結局、漁港の拠点化というような話の時に議論が進まなくなると思うのです。その議論の根拠になるようなことをまずしっかりつくらなければいけないかなと思います。今、広田委員からもありましたが、それを実現するために何がネックになっていて、どういう進め方をすればいいかという、そのところも併せて議論をしておくべきだと思います。そうしなければ、部局からの要望を羅列した絵に描いた餅だけになってしまうのは非常にもったいない話であり、実現性のある計画づくりをしていただきたいと思っています。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。では南委員。

南正昭委員 ちょっと追加するようになって申し訳ありませんが、1つ、2つ申し上げたいと思います。まずはビジョンですけれども、これは6月をめどに提示されるということで、非常に重要な位置付けになることは言うまでもないのですが、今、被災地の方が置かれている現状というのは皆さんもよくご承知かと思いますが、今、判断が、例えば産業の方で、自分の店、自分の工場、復興できないと断念している人も中にはいるでしょうし、今、復興していこうと決意をしている人もいるでしょうし、どういう条件下だと復興できるかと迷っている、決めかねている人もいるという状況ですね。

この前行った大船渡の例で言うと、今後何とかしていきたいのだけれど決めかねている人が50%以上、それを含めて、断念している人の割合は10%、20%程度の状態でした。連休後半ですけれども、何を申し上げたいかということ、今の支援が非常に重要だということなので、今どういうビジョンをここでしっかり示せるかによってその決断が大きく変

わる。地域の今後の姿というものが今のサポート、資金の入り方、そういうものによって大きく変わる可能性があると思います。

そういう意味で、しっかりした、今何をやるのだということを具体的に盛り込む必要性があると思っています。それは少し大きなお話です。

その他、具体のところでは2つばかり付け加えてほしいなあと思ったのは、少し教育的側面にもなりますし、産業の復興再生にもつながるのですが、今、被災民の方々の教育というかサポートをどういう形でやるか。今は仕事ができない状態で避難場所にいたり、仮設住宅に入ることになりますけれども、その期間に仕事ができないことを悩んでいるわけですが、復興後に次の仕事に入っていく時の準備をする期間にできないだろうかと。大変な中ですし、そういう悩み、つらい部分もあるでしょうが、先を見た学び、サポートをしていけるような仕組みをぜひ考えてほしいと。いくらか書いてありますけれども、お願いしたいなと思います。1つは職業、雇用、後々の職業訓練のような、職業用の学習というような部分があるでしょうし、まちづくり学習というような側面もあるのではないかと思います。

今、まちづくりの絵が示されて、順次、復興の姿を示そうとするわけですがけれども、住民そのものが、昨日も現地に行ってきましたが、どのようにまちづくりというものの段取りが組まれて進んでいくか、そもそも分からないわけです。ですから、先ほどの復興のタイムスケジュールのお話もありましたが、そもそもどういう段取りで自分たちは意見を出してどのようにコミットしていけばいいかということが分からない住民が多いと。そういうことで、まちづくりって、どういう段取りで進んでいくのか、どういう意見をやっていけばいいのか、合意形成を図っていかなければならないのですよ。まちづくりの手段、そういうものがあるのですよ。それを学べる機会を設けられたら、あとスムーズにいくのではないかと思います。

過剰な期待が出ることも懸念されますし、そういう知識がないことに伴う合意形成が遅延化することも懸念されますので、何かそういう工夫ができないかなあとということ。

もう1つ、これも入っていませんでしたが、まちづくりを実際の絵姿を示していく時に、景観とか風景というものは、これは大変かもしれませんが、三陸の将来イメージを描く時に、平面的な絵というのは、今こうやってだんだん充実していくかと思います。その時に、描くのはなかなか難しいとは思いますが、少し文言としてぜひ入れておいてほしいなあと思いますのは、三陸のきれいな海と漁場、そして湾を形成してその中に形成されている浜、住宅地、丘陵につながる姿というものが三陸の1つの風景、シンボルとして描かれていくことが皆さんを勇気づけるのではないかという思いがございますので、そういうものが少し、文言としてでもいいですし、入っていてほしいなあと願っています。まずはこの辺りで。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。先ほど、谷藤委員から、ご自分のメモについてはご意見をおっしゃられましたが、その他、全体についてありましたらお願いします。

谷藤邦基委員 ビジョンというからには、将来こういうふうになるのだなあとというのがある程度見えないとビジョンではないのだろうと思います。そういう意味では、夢、希望というのは非常に大事なのですが、一方で具体的な制約要因というものもいろいろ出てき

ているわけで、そういう中での制約要因の1つが、先ほども申し上げましたけれども、津波防災とそれに関連して土地利用計画がどうなるのか、そこがまず第一の制約要因になる。

人口の問題については前回申し上げました。土地利用の制約が出てくる中でどれだけの人口が居住可能になるのか、そこが制約要因にならないのであればそれはそれで結構ですと、その時にも申し上げましたけれども、この辺をちゃんと詰めておきませんと、夢や希望を実現するための基礎がどこにあるのかというのが分からなくなってしまうと思うので、本当はその辺をまず詰めていかなければならないのではないかなと思っている次第です。

その結果として、どうしても土地が足りないとなれば、では山を切り崩すのかどうかという非常に大きな判断をしていかなければならないことも出てくるのだらうと思います。そこら辺の入り口の議論をもうちょっとしなればいけないのではないかなあとと思っている次第です。

齋藤徳美専門委員長 よろしいですか。では豊島委員、お願いします。

豊島正幸委員 委員の皆様から出されたこと、少し表現を変える程度かもしれませんが、まず、今の復興段階で何をすべきか。あるいは、今の復興段階でどういう姿を描いてそれを当面の目標とするか、そこが非常に大事になってくると思います。その点では、このたび、短期的な取組を中心にご説明いただき、整理され、さらに広田委員からは短期的な取組が浮かび上がるような、そういう構成が必要だし、さらに平山委員からは、それぞれの項目に重み付けというものをこれからやっていかなければいけないし、あとは南委員からは、前回もお話しいただきましたけれども、今すべきこと、これを描くことの大事さということをおっしゃいました。

今の段階で心強く思っているのが、まず仮設住宅がだんだんとできはじめます。さらに、仮設店舗、仮設工場などが少しずつ作られつつあります。これは国の第一次補正で認められたものでありますが、そういったものが一つひとつできていく姿を見ていきますと、また住民の方々の思いなどを見ますと、まちの機能が少しずつ復活することが大事なのかなあと。建物もさることながら、機能が復活していく、これが復興の最初の段階で大事なのではないかなと思っています。

その意味では、仮設住宅などの限定されたところかも知れませんが、時限的なまちづくり、そういった姿をまず描くということが第一のように思います。その姿を描くというのは、事務局が整理されたそれぞれの項目、これを土地に投影した時にそこにどんな姿が描かれるか、1つのものに投影してみないといけないと思います。

例えば仮設住宅、さらにはこれからできるであろう公営住宅がどこに配置され、そこに保健医療など福祉施設などがどう置かれ、さらに教育施設等々。さらには民有地を確保しなければいけない。では、どこにどうというものが描けると、時限的なまちの姿というのがイメージできて、住民の方々にもイメージしてもらえるのかなと感じます。

谷藤委員から出されました、どうしても高台の方の土地利用ということが進められていくなれば、南委員からも出されましたが、景観、そして環境、動植物等々の影響も当然、評価していかないといけないことでもあります。以上です

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。一通り、ご意見をいただきましたが、他の委員の意見も聞いておられて、さらにこれは、というものもあるかと思っています。

広田純一委員 せっかく事務局がこの資料5を用意されているので、皆さんの意見を踏

まえて、構成案のイメージを共有しながら議論したほうが、たぶん生産的かなと思います。この裏のページに復興に向けた具体的取組の構成案のイメージとありますが、これに即して言うと、一番基本的なところに復興の理念とかビジョンみたいなものが必要だと思います。私自身は、元の暮らしをとにかく最低限取り戻すというような部分は非常に必要だと思いますし、被災者や被災地に徹底的に寄り添うぞ、というような、この理念の議論はまたこれからだと思いますけれども、そういった復興に向けた基本的理念というものが1つ項目としてあるべきだと思います。

そのうえで、谷藤委員がおっしゃったように、津波防災と土地利用計画というのが基本になると思うので、この一番下に津波防災とありますけれども、これと土地利用計画みたいなものが最初の方にあって、これは資料5の表面でもそのような構成になっています。さらに具体的に復興の柱とあるのですが、私は、暮らし、なりわいと、もう1つ、つながりみたいなものを設けて、コミュニティ重視の柱を1本設けた方がいいと思いますね。暮らし、なりわい、つながりみたいなもの。このコミュニティ系のものはそちらのつながりの方に持っていった方が落ち着きがいいのではないかなと思います。

さらに、この中の暮らしのところですが、これはちょっと総花的になっているので、被災者の方が一番気になっているのは、どこに住めるかということですから、住まいの関係のところはかなり重点を置いて盛り込んではどうかなと思います。以上ですね。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。このイメージ案、若干は委員長とも協議をして何とかまとめたところですが、たぶん、この津波防災というこの防災の視点のところは、よく見ていただければ、全部を貫いて、ある面ではこの津波防災というものが基本にあったうえで安全確保、そのうえで様々な、ここで言えば暮らしとなりわいという2つの大項目のところにつながっているようなイメージをしたのですが、絵からはそれがまだ見えないなという。心は、最初に安全確保をどうするのだというのがあるべきだろうと思って私もおりました。

私も見ていて一言。各部局から上がってきた内容、だいが具体的になって、まだ順位付けといったものが明確に付いているわけではありませんが、緊急にというところがかなり出されてきて進んできたなという、そういう感触であります。ただこれは復興局、政策地域部の方でというよりも、これは企画総括課長のところでやるのでしょうか、上がってきたものが相互にもまれて出てきた段階ではありませんね。はっきり言ったら、復興局という全体の組織でありながら、そこに兼務で所属する各部局からストレートに上がってきたものがここに全部、今出ているという形ではないかと思います。それは本当は、ちょっとジャブの応酬、あるいはミックスしてそれぞれの項目の中に複数の部局が関わっているものがあるはずですので、それをちょっともんでいただかないと、縦割りのままで、何かぎすぎすして、ちょっと癩に触る中身にまだなっているのではないかという気がいたします。

それはぜひ次の作業としてなければならぬと思いますし、当然、お考えだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、この計画は、今、この大震災、大津波が起きて、その復興の計画だというのが一番の条件なのです。復興のためにどうするかということが、これがつくっている計画です。私は、冷たく言うと、従前の県の総合計画はそれはチャラになったと、それぐらいに思うべきではないかと思います。このぐらい将来的に条件が変わってしまったら、以

前の平時につくった計画はまるで前提条件が違ってしまっている。それをまた作り直すのは大変なことでありますし、今後どう進んでいくかという中で考えなければなりませんけれども、ここに書かれているものは、中・長期のところはまだまだ総合計画の平時から引きずっているものを羅列しているにすぎないところが残っています。もし中・長期に書くとしても、それは今回の災害があった、その災害を乗り越えていくための大きな計画だという視点にもう一ぺん見直していただければいいのかなという気がいたします。

項目の中で、これ、どこが主体的にやっていくのかということ、これは皆さん、お考えのうえで書いているのだと思いますが、短く文章にすると、だれがやるんだと。これは例えば国に要請するのか、市町村が実施することを県がフォローするということなのか。よく私は防災のところで、前に岩手山のガイドラインをつくった時も、「主語のない計画は絵に描いた餅だ」ということを何べんも怒鳴らせていただきました。どこがどういう形でやるのかということ、それは短い文言に書けないとしても、きちっと分かるようにしておいていただきたい。そうでないと、計画はたくさん出来上がったが、計画をつくっておしまい、だれもしない、という一番心配な状況に陥りかねないという不安を持ちます。

広田純一委員 私ばかりしゃべって非常に申し訳ないのですが、追加の1枚もので、当面の課題についてということで整理させていただきました。繰り返しになりますけれども、田野畑村以南のすべての市町村を回ってきて、市町村の復興に向けた取組を一応お伺いたうえでちょっと気になったことです。

第1は、市町村と県との連携体制の整備ということで、これまではちょっと不十分だったかなあと感じているのですが、今後、市町村の復興計画の策定に向けて、両者の定期的な情報交換および協議の場が必要であると思います。市町村の方も概ねこういう認識でおられたので、その協議の場をどう具体的に設けるかですが、これも幾つかの市町村の方がおっしゃっていましたが、被災市町村が一堂に会するような会議ではなく、各市町村ごとに設置してほしいと。例えば、一定の権限を持った県職員がそれぞれの担当の市町村を持ち、定期的に市町村を回って現場を確認しながらお互いの情報交換と協議を行うような、こういう形がいいのではないかと思います。

実際に県から職員が派遣されているところでは割とスムーズにしているわけですし、こういう市町村ごとに協議の場を設けた方がいいだろうと思います。幾つかの市町村からは、もっと県の方は現場感覚を共有してほしいということをおっしゃっていますので、そのためには、それぞれの現場に行って議論しないと、どうしても離れてしまうとそれだけ現場感覚が薄れてしまうかなと思います。これが第1点です。

第2点が、県と国の連携体制の整備ということで、これも、各部局ごとにはもう十分やられていると思います。ですが、国と県との間にも定期的な情報交換、協議の場が必要で、復興局はそのためにあるわけですが、ここら辺ももう少しうまく今の体制が回るような運営の工夫が必要ではないかと思います。

3番目が、市街地・集落の移転プラン、土地利用計画と言ってもらっていいと思うのですが、その収集と分析ということで、既に市町村ないしは地区によっては各地区に市街地とか集落移転のプランを具体的な絵として持っているところがございます。これを収集してパターンを整理したうえで、それを実際に実現するための課題とか、国や県が果たすべき任務を具体的に検討したらどうかと。というのは、復興構想会議の検討部会で

も、国としてどこまで面倒を見るのだ、移転の場合の土地造成費は全額見るのかどうか、そういう議論になった時に、具体的な考える材料がないとなかなか難しいところがあるので、こういうパターンだとここまでは国、ここまでは県が対応しようというのは、具体的なプランを下敷きにして方針を考えるべきだと思いますので、県段階で各市町村、あるいは地区レベルのものをとにかく集めてみて、もう既に県土整備部ではやっておられるのかもしれませんけれども、ここら辺の国や県の基本方針やガイドラインを作成するための資料収集と分析をしてはどうかと思います。これは1つの提案です。

4番目が、市町村や地域の復興プラン策定に向けて支援ということで、これもちょっと繰り返しのになってしまうのですが、ちょっと強調したいのは、昨日は大船渡市と陸前高田市に行ってきたのですが、両市は全然違うわけですよ。陸前高田市は庁舎もないわけで、今、仮設庁舎が1つできましたけれども、3つに分散してつくる計画で、今の庁舎というのは給食センターの中の一角の公民館の事務室みたいなところに市長さんもいてという、そういう状況のところと、大船渡市は全部建物が残っていますし、復興計画に向けての工程表もつくられていて、具体的な地区のプランの案も作成しているという、全く進度が違うわけです。

そういうことで、市町村によって被災の程度が異なるので、特に厳しい状況、陸前高田市と大槌町だと思うのですが、もっと県が積極的に復興プランづくりを支援すべきだと思います。先ほど、国交省さんとURの話が出ていましたけれども、そこを通じて津波防災と土地利用計画のプランを立てられることはそれでいいと思うのですが、他の市町村とは一緒にできないなあということを強く感じたもので、ちょっと強調しておきたいと思います。

最後は、前回も言いましたけれども、被災者カルテということで、もともとの住民がどこでどうという、居場所を常に把握していることが必要かなと思いますので、これは市町村の仕事と思うのですが、情報の集約などで県がお手伝いできる部分もあるかなあと思います。実は今、総務省がこのシステムをつくらうとしてやっておられるのですが、そもそも基本的な情報は上げてもらわないと総務省の方のシステムもうまくできないということなので、ちょっと検討していただければなと思いました。以上です。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。個々の具体的な点についてのご提案。ただ、大きいのは、結局、まちづくりをどうするかという、これは防災の安全というものの兼ね合いのところ、陸前高田市、大槌町、2つ挙げられましたが、それに私は山田町と、一応、宮古市には入っているが田老と。ここは完全に白紙の状態から、つくればつくりなおせるし、そのまま元の復活、復旧であれば、何のためにこんな犠牲を出したのか、それはあり得ないでしょうと。早々に何かの方向性を出さなければならない話だと思います。これは津波防災技術専門委員会の方でいろいろ詳細な検討はされているのでしょけれども、ただ、どこがどういう原因でどうなってうんぬんというよりも、今、緊急に必要なことは、例えば、何年かかかっても被災前ぐらいの施設は何とかしますと。それはおそらく5年か7年かかかるとは思いますが、そこまでは持っていく。その先の恒久的な対策についてはこの間、議論していきますとか、そのようなものがないと、ではまちづくりをどうするかというプランができない。プランができなければ、今の住民の方々が何をめどに次の生活をどう考えたらいいのだということが1つも計画できないわけですよ。

それはたぶん、計画の段階にしても、6月では親委員会の方で、そうか、こんな形でまちは復興していくのだ、では私の仕事もこれをやってとか、ここに住んでとか、そういうものが描けるようなものを早く出してあげなければならないのだと私も思っています。

広田純一委員 そのために、今、両者がお見合いしているような感じなのです。地域の方は、ある程度大きな方針を出してもらわないと立てられないと言うし、でも、大きな方針を立てようと思うと具体的なことが分からないと立てにくいから、だからもっとちゃんと協議してくださいという、そういう指摘なのですよ。

齋藤徳美専門委員長 たぶん、協議するにしても、前提をどこに置くかというところで全然違うわけです。ですから、安全という時に、今回の津波等について、これで人命を守るといふだけの施設を長期的に向けても考えるという、例えばそういう方針であればまちづくりは全然違って来るし、一方で、谷藤委員さんが強調しておられる、ものの安全をどう図るかという、そういうことの視点も取り入れるとすると、はっきり言ったら、よほどの大きな防災体制をつくらなければ不可能だろうと思います。

私などが長年携わってきた基本は、ともかく、てんでんこで逃げて人が命だけは助かると。それ以上のまちをつくるのは三陸では不可能だという、極端に言えばそういう思いでやってきたところがあります。

何かの大ざっぱな方向性、当面のものを、それはある面では政治的判断ということも要るのではないかと思います、それを決めないと次に行かないなど。

広田純一委員 違うのですよ。だから、それを上から決めてしまうと、地元は、なんだ、という話になってしまうので、それ以前に根回しをきちんとする必要があるということです。

齋藤徳美専門委員長 もちろん、それはそういう条件、幾つかの選択肢があるがどうだろうということ、それは密に。地域づくりは、委員が専門でやっておられるように、地域の方々がどう望むか、どう生きていきたいかということと、それをフォローする行政とのそれなりの緻密な協議がなければ、これは決めたってものにならないということは大前提です。

広田純一委員 とりあえず県と市町村とそれをちゃんとやってくれという話なので、津波防災技術専門委員会の県の方の資料なども、これ、かなり参考になる。昨日の大船渡市などは、こういう資料を示してもらってすごくありがたいとおっしゃっていましたが、そういうものがまだ伝わっていない市町村もあるという、非常に素朴なレベルでのすり合わせの話をしているのであって、県の方は分かっているらっしゃると思いますが。

齋藤徳美専門委員長 他に。

南正昭委員 これは以前から、今日も議論になっていますけれども、このビジョンの位置付けみたいなことになるのですが、具体的話というのは非常に大事な課題はいっぱいあるわけですね。例えば都市計画にしろ、土地利用の規制、誘導に関しても具体的やり方というのはあって、例えばそういうことまでこのビジョンの中に具体的話をして盛り込んでいくかどうかという話がありますね。産業についても幾らか出ていますけれども、そういう手法までこの中に取り込んでいくことは、ビジョンとしては逆にちょっと分かりにくくなるかなあという懸念があります。もう少し大きな方針、こういうふうに進めていくのだよということがあって、かつ、こういう具体のメニューというのがあった方が分かりやす

いと思いますけれども、それをどこまで盛り込むかということについては、必ずしも詳細なことまで入れればよいというものではないというふうには思います。

もう1つ大事なことというか、今お話が出ましたが、お見合いという話は以前からちょっと出ているのですが、いわゆる行政はそれぞれ行政責任がありますから、言える範囲というのは常に限られてくるし、責任を持ってしゃべらなければならないというのは当然ですので、どこまでをこのビジョンの中に入れるかというのは非常に悩ましいところなのです。

あとは予算措置の問題というのが具体にはあって、今、国の方針がどう決まっていくかということ、そこにどれほど要望を入れていけるかということがむしろ大きな課題になりますね。直近の予算の問題もありますし、継続的に何年間か、こういう方針で岩手県、三陸づくりはやっていくのだということを示しながら国の支援をもらおうし、県も県費の出し方を決めていくというようなことになるでしょうから、その時に、どこまで現実というものを見据えるような考え方、将来的なビジョンなのだから、こう持っていくべきである、県としては三陸をこう持っていくのであるという、私はそっちのメッセージの方が重要ではないかと思うのです、ビジョンにおいてではですね。

実際のところ、まだ分からないことが多いわけです。各市町村ベースでそれぞれ地元で話し合おうとすると話が止まるというのは、どのぐらいの支援が来るか分からないし、実際のところ、その山を切り崩してここを埋めたいのだけれどという話もしているわけですが、それがどこまで可能かとか全然分からない段階の話ではあるのですね。

ですから、そういうどこまで具体的話を入れ込むかということよりも、このビジョンの位置付けとしては、もう少し大きな視点でどう三陸を持っていくのだということを主体に置けばよろしいのではないかと。別冊ではなく、なんとか編、手法編が分かりませんが、そういうところには具体的にこういう検討をしているよ、こういう手段があるんだよ、ということをしかりと指し示していくことで実務的な進め方を検討したい方々への参考にすることができるのではないかと、そのような位置付けではないかなと。

先ほど、政治的判断とかいう言葉もいくらか出てきましたが、むしろ、そういう岩手をどう持っていくのだという、政治的というか政策的というか、合意としてどう持っていくのだということはきっとこのビジョンには問われる。これは県民は当然見ますけれども、国民も見ますし、国はこれを見ますし、世界への発信にもなるのですね。そういう位置付けで書くことが大事なように思います。

齋藤徳美専門委員長 言っている方はいろいろな意見を言えると。実際にお金の問題もあればいろいろな制約がある中で、つくる方はゆるくないと思いますが、今そういうご意見について、部長は何か。

千葉政策地域部長 非常にたくさんのご意見が出ましたので、全部に対してちょっと申し上げられないのですが、おっしゃったように、まず被災者に対するメッセージ、被災市町村に対するメッセージ、県民に対するメッセージというのが一面、あると思います。

もう1つは、今回の復興は国の支援なくしてできない復興でございますので、国に対して、今お話が出ましたが、岩手県はこうやっていきたいのだ、あるいは、被災した東北全体としてはこうやっていきたいのだというメッセージも発していく必要がある、そういう両面性があるビジョンではないかと思っております。

具体的な取組については、その下に実施計画なるものも当然想定しているわけですが、ただ、今、市町村に対してどこまで示すかとか、そういうものも議論した場合に、どういう形で、ビジョン本体と、そこから関連する、実施計画という言い方では足りないと思いますが、いろいろなガイドラインかもしれませんし、そういうものをどういう形で派生させて全体をつないでいくかということは、今日、委員の先生方のご議論を聞いていていると私たちも考えなければならぬと思っていたところです。

ビジョンの方は、たぶん県議会の議決をいただくことになりますので、いわゆる県全体としてのプランという、総合計画の基本計画の部分と同様の扱いになると思います。非常に重いプランでありますので、その中にどういうことを盛り込み、先ほど申しましたような形で派生的な、下に置く実施計画なのか、あるいはそこから抽出したガイドラインなのか、どういう形でつくるか、それも含めて十分検討しなければならないと思います。

いずれ、非常に多面的なビジョンのお話が出ましたので、私ども、いろいろと考えてみたいと思います。非常に重要な話だと思っていました。ありがとうございます。

齋藤徳美専門委員長 豊島委員さん、どうぞ。

豊島正幸委員 先ほどの南委員の発言を受ける形になりますけれども、ビジョンということで、単なる言葉の表現をどうのこうのという意味合いはないのですが、こんな言葉はいかがなものかなあとあって、ちょっと提案をしたいと思います。

この取組等々、見まして、にじみ出てきた言葉というのが「ふるさとがふるさととしてあり続けたい」そういうことのような気がしております。それは当初から示されている基本的な原則2つ、これにも相通ずるものと思います。この中身というのは、被災地の住民の方々が気持ちの面でもふるさとを離れない、ふるさととつながっているという気持ちのよりどころを持ってもらうということ。そして、今度は行政サイドになるかと思いますが、ふるさとから離しません、という強い行政サイドからのメッセージ、これを送り続けていくこと、これが大事なことのように思います。

ふるさとがふるさととしてあり続けるために、「ふるさとを離れない、離さない」ということを合い言葉に、県民がいろいろな場面で支援する、県民が一丸となって復興に取り組んでいく、これは三陸沿岸被災市町村の話だけではなくて県全体の問題につながっていますので、そういったことを基本的な考え方として提案したいと思います。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。

南正昭委員 私もそのとおりだと思うのですが、戻るか戻らないかではなくて、100年かけても200年かけても、戻るということで行くのか、そういうことがこのビジョンの中できつと柱として非常に大事で、予算の問題もあるし制度の制約の問題もあります。こんなことが起こってしまったら、今、皆さん、お考えだと思いますが、新しい制度をつくらなければならないし、法律的にも提案しなければならないし、これまでになかった組織だてをつくらなければならないし、そういうことが今、どんどん起こっているし起こるのですね。

ふるさとを戻すのだというメッセージの中でそれをするのか、近々にある国の景気動向を見ながら、予算措置がこうなるだろうからこんなメッセージ、ビジョンでいくというのではえらい違うわけです。地元として発していくビジョンなのですから、現実にはいろいろあるでしょうけれども、そこは新しい制度の提案、国への要望、そういうものをこうい

うところから捻出しながらかつっていけばいいわけですから、それが何年かかるかということも大事ですけれども、今回のビジョンについては、そういうことを100年かけても200年かけてもやります、ということならそれはそれでいいと思うのです。その辺、ご検討ください。

広田純一委員 私も豊島委員と全く同じ意見で、非常に共感しました。今日は理念の話はどこまでいくかということちょっと分からなかったもので、私もふるさとという言葉はいいかなと思っています。ふるさとがふるさととしてあり続けたい、ふるさとを守るといような強いメッセージが欲しいと思うのですね。というのは、国の検討部会でも、創造的復興という言い方があるのですよ。私がちょっと危険だなあと思うのは、国の政策、例えば農業とか漁業の構造政策みたいな、それをこの際、東北でモデル的に実現しよう、みたいな、そういう発想もちょっと見え隠れするのですね。そうすると、その一部の農林漁業者のみが残って、その他の人は農林漁業から撤退してください、みたいな話にもなりかねないのですね。するとふるさとであり続けられなくなってしまう可能性もある。

人によっては、例えばエコタウン等々で、自分が日本のモデルとしてこうありたいというのをここで実現したいという、そういう発想があるわけですよ。でも私は、被災地にそれを押し付けられるのは非常に困った話で、国の政策目標とかそれぞれ個人の理念、モデルなどをここを実験場にしてもらっては困ると思っているわけで、やはり三陸のふるさとはふるさととしてあり続けるというような基本的なメッセージが必要だと思っています。

でも、そういうことを言うとすぐ反論がきまして、これまで地域が抱えていた課題、そういう課題を持っている地域をそのまま戻すのですかと、こういう反論がくるのですよ。そこで私が思ったのは、創造的復興というと革命的な復興みたいなイメージがあって、単なる現状復旧、これまでの課題をそのまま残した復旧というのはまずいと。やはりその中間的な、革命的な復興ではなく、改革的復興というのですかね。そういう辺りを何かうまくメッセージとして復興の理念としてワーディングも含めて何か出せないかなあと思います。

具体例を挙げますと、例えば商店街の再生なども、元と全く同じに戻してしまうとシャッター街の再生になってしまうので、この際、何とかふるさとのために役立ちたいという若者が今、燃えているわけですから、彼らがそういうまちづくりに加われるような仕組みをつくって復興していければ、これまで地域が抱えていた課題を一步でも前にいくなような、そのような復興ができると思うので、何か適当な、創造的復興に代わるいい言葉があれば、そういうものを打ち出していけば岩手県らしい復興ビジョンになるのではないかなあと思います。

齋藤徳美専門委員長 平山委員、結局、ここからのものは親委員会に上がって行って、どういう議論かということも出てくると思いますので、今は、言ってみれば全体の一番頭、どんなイメージをこの地に求めていくか、そういうものを示さなければならないと。かなり現実的な問題で言えば、私は、なりわいの復旧、復活だと。あとは安全対策、どう守るのだと。その中でイメージはどう考えていくか、そういうポイントは意外と型だという気がしていたので、今、具体的なお言葉も出たりしたのですが、委員は何か、お聞きになっていて感想がございませうか。

平山健一委員 親委員会はまだそこまでは議論は進んでおりません。今の現状の三陸の

状況はあまり良くない、現状を直しても、あれよりもっと良くなることをやった方がいいのではないかという意見もありますし、もちろん、知事さんも言っているように、自然と人の共生、人と人の助け合いの世界をつくる、似たようなお話だと思いますけれども、ふるさとに近い発想だと思います。両方ありますので、ここでこういう議論が出て、それを親委員会に上げていくことは非常に有効です。親委員会は各分野のトップの皆さんが集まっておりますので、議論をするのはなかなか大変なので、専門委員会の煮詰まった議論が素案となることは非常に重要になってくると思います。ご意向を伝えたいと思います。

齋藤徳美専門委員長 ありがとうございます。時間、既に超過してしまいました。少しは委員の先生方、おっしゃりたいことを今日は言っていただけたのではないかと思います。県の方には幾つか、もうここで私がこれこれと取りまとめていくにはちょっとまだいろいろな意見、ニュアンスの違いもありますので、あえてまとめませんが、方向性はかなり出されたものと思っております。その辺、ちょっと聞き直して全体のまとめをして、次の会議の方に提案をお願いしたいと思いますが、そういう逃げ方をしてよろしいでしょうか。すみません、私が言うとかかなり断定的にカラーを出しそうな気がいたしますので、改めての取りまとめは箇条書きにいたしません。

でも、皆さん方の思いの方向性、ベクトルは同じだし、少なくとも県のつくってきたこの計画を否定するものではなく、それを整理し直して、対国にも対住民の方にも理解しやすい、伝わっていくようなものにと、そういう方向での検討をぜひお願いしたいと思います。

我々もまたじっくり見直してみて、いい提案があれば、委員長なり、これは大平総括課長の方にご連絡をして協議をしていただければと思います。我々も、時間があつた場合には個別にいろいろ意見交換をさせていただきたいと思います。

エ その他

齋藤徳美専門委員長 ということで、その他、何か皆様からぜひこれをとということがございますでしょうか。なければ、これで議事の方は終わらせて、マイクを事務局にお返しいたします。不始末、いろいろありましたが、ご協力、ありがとうございました。

3 その他

森課長 長時間のご議論、どうもありがとうございました。事務局からは次回日程のお願いを申し上げたいと思います。始まる前に各委員さんの日程を調整させていただきましたが、残念ながら、すべての委員さんの合う日程がございませんので、申し訳ございません、最大公約数という形でございますが、今度の日曜日、22日、1時半からこの場所でお願ひしたいと考えてございますが、それでよろしゅうございましょうか。

齋藤徳美専門委員長 22日、日曜日。だんだん土曜も日曜も（「申し訳ございません」の声）もともとこの委員の方々はないのでありますので、別の用事を入れられなくなったということだけだと思います。22日、13時30分からこの場所です。

森課長 では、さよう取り計らわせていただきたいと思います。

広田純一委員 その次もあるのであれば、その日程もちょっと早く決めてほしいのですよ。さすがに今週で週末となると、日曜日は私も出られないのですけれども、なかなか日

程確保がしんどいので、例えばあと3回やるのであれば、もう、こことこことこでどうかという調整をやってもらわないと、たぶん、全員は無理だと思いますので、そこら辺の日程調整を委員長さんも含めてお願いします。

森課長 分かりました。では本日、終了させていただきました後で、さっそく日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

齋藤徳美専門委員長 22日の後というのと、進行状態で変わってくると思うのですが、とりあえず、もう1つの専門部会、あるいは親委員会の日程と合わせると、22日の後は6月になりますか、5月の末、どの辺りになりますか。

森課長 各委員会との日程調整がございますので、ちょっとお時間をいただきまして、後からご連絡申し上げたいと思います。申し訳ございません。

ということでよろしゅうございましょうか。

齋藤徳美専門委員長 何かめどがあれば一番ありがたいのです。たぶん、先手必勝で、これは入れなければならないし、他のものが入ってくると調整がやっかいになってくるということなので。22日の後に、次の30日の月曜日、31日とか。

森課長 申し訳ございません、親委員会ですとか各委員会の日程を調整させていただきまして、本日中にメールか何かでご連絡差し上げたいと思いますので、今のところはちょっと、ご勘弁いただければ幸いです。

齋藤徳美専門委員長 あまり幸いではないけれども、今無理ならば仕方ないことでありますが、早々に候補を出していただいて、できればこの委員の方々には全員出ていただきたい、そういう思いがいたします。早々によろしく願いしたいと思います。

森課長 申し訳ございません。では、それによろしく願いいたします。

4 閉会

森課長 では、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。大変ありがとうございました。